



日本帝國税関法  
日本帝國税関総則

3008



114  
A 2650



日本帝國稅關法 (日本帝國稅關總則)

目錄

第一類 外國通商船 (外國通商船舶規則)

第一則 通務 (外國通商船舶通務)

第二則 登籍 (外國通商船舶登籍例規)

第三則 噸數測量 (內外船舶噸數測量例規)

第二類 外國通商 (內外船舶入出港規則)

第一則 入港 (內外船舶入港例規)

第二則 滯港 (內外船舶滯港例規)

第三則 出港 (內外船舶出港例規)

第四則 進航 (內外船舶進航例規)



大正十一年四月  
隈侯爵郵寄贈

第五則 別例

(內外郵船其他別規)

第六則 噸稅

(內外船噸稅收納例規)

第三類 輸入 (外國商物輸入規則)

第一則 總要

(外國商物輸入總要)

第二則 國內消費

(輸入商物國內消費例規)

第三則 鑑定

(輸入商物鑑定例規)

第四則 收稅

(輸入商物收稅例規)

第五則 旅具

(旅具手荷物通關例規)

第四類 倉庫 (輸入商物入出庫規則)

第一則 倉庫種類

(倉庫種類并內則)

第二則 入庫

(輸入商物入庫例規)

第三則 出庫

(入庫商物出庫例規)

第四則 雜規

(倉庫關係庶務例規)

第五類 廻送 (輸入商物稅未納國內廻送規則)

第一則 直廻送

(輸入商物直廻送例規)

第二則 出庫廻送

(入庫商物出庫廻送例規)

第三則 廻着

(廻着商物消費輸出及再入庫例規)

規

第六類 輸出 (輸入商物外國輸出規則)

第一則 直輸出

(輸入商物直輸出例規)

第二則 出庫輸出

(入庫商物出庫輸出例規)

第三則 稅金賠還輸出

(入庫商物稅金賠還輸出例規)



外國通  
商船制

第一則 通務

新條 凡ノ外國通商ニ從事スル日本船舶ハ  
新條船細ク國外ノ船ナレハ積量五拾噸又ハ五  
拾噸以上日樣船ヲ本國ノ船ナレハ積量三百  
石又ハ三百石以上ノモノニ限ルヘシ

第二種 トス

第一種 外國通商船

外國通商船トハ本船ノ業務平素全ク外國通  
商ニアルモノヲ云ヒ

第二種 臨時外國通商船

臨時外國通商船トハ本船ノ業務平素ハ内國  
通商ニアリテ臨時外國ノ渡航ニルモノヲ云

外國通  
商船種  
類

同形船

日本定條  
港

外國通商  
船券

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

凡ノ日本定條ノ本國船舶ハ

|                  |                     |               |                    |                     |                     |                     |                     |                    |                    |                     |                   |                     |
|------------------|---------------------|---------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 若シ此ノ船券ヲ受領セシラキハ外國 | 通商ニ從事スルトキハ本船々主ハ本船ノ價 | 額ト同一ノ罰金ヲ當科スヘシ | 茶 第二種臨時外國通商船ハ其一航海ニ | 甘稅関長ハ所轄ヲ入ルモノタルヲ以テ其定 | 繁港ハ開港場ニ定ムルニ及ハスト雖モ其外 | 國ニ向テ渡航セシトスルニハ必ラス開港場 | ヨリ出資シ以下第二則ノ例規ヲ遵ヒ其港稅 | 関ニ於テ外國通商船籍ニ登入シ稅関長ヨ | リ外國通商船券ト証スル証券ヲ受領シ之 | ヲ本船内ニ保有スルコトヲ要ス若シ此ノ船 | 券ヲ受領セシラキハ外國ニ渡航スルト | キハ本船々主ハ本船價額ト同一ノ罰金ヲ當 |
|------------------|---------------------|---------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|-------------------|---------------------|

船名并定

茶

科スヘシ

日上揚表

茶

船名并定 茶 九ノ外國通商ニ從事スル船舶ハ旧様  
 船ナレハ其後部ノ篇額ハ新様船ナレハ其後  
 部ノ外面ハ黒地ニ長サ五寸ヨリ少カラサル  
 自字ヲ以テ其船名ト定繫港トテ明揚スヘシ  
 又本船若シ蒸氣船ニシテ外車ナレハ其車屋  
 ノ兩外面暗車ナレハ其前部ノ兩外面ハ長サ  
 一尺ヨリ少ナラサル明子ノ文字ヲ以テ其船  
 名ヲ掲表スヘシ若シ此掲表ヲ為ササスニテ  
 濫リテ航海スルトキハ本船々主ハ金貳拾円  
 ノ罰金ヲ當科スヘシ  
 此ノ船名及定繫港ヲ掲表スルニハ國  
 字ト羅馬韻字トヲ以テ對記スルヲ法トス又



登録及船券の出願

第一 外国通商船本籍及本船券  
此ノ本籍ハ各港税関長其自港ニ属スル外国  
通商船ヲ登録スルノ簿籍ニシテ此ノ本船券  
ハ其簿籍ヘ登入シタル船舶ヘ附子スルノ船  
券ナリトス  
第二 臨時外国通商船仮籍及仮船券  
此ノ仮籍ハ各港税関長其自港ヨリ臨時外国  
へ渡航スル内国通商船ヲ登録スルノ簿籍ニ  
シテ此ノ仮船券ハ其簿籍ヘ登入シタル船舶  
ヘ附子スルノ船券ナリトス  
茶 前条ノ本仮船籍ニ登入シ及本仮船  
券ヲ受領セントスルノ船舶ハ以下ノ例規ニ  
従ヒ其港税関長へ出願スヘシ

外国通商船登録簿

茶 第一種外国通商船其船籍ニ登入シ  
其船券ヲ受領セントスルトキハ書式第 号  
ニ従ヒ本船ノ船名定繫港噸数又ハ石数船主  
ノ族籍住所姓名オテ詳記シタル外国通商船  
登録願書ヘ次条ニ要スル引証書類ヲ副ヘ自  
カラ記名調印シテ之レヲ税関長ヘ差出スヘ  
シ

登録願書引証書類

茶 前条ノ登録願書ニ引証ス可キ書類  
ハ本船若シ内外新造船ナレバ之レヲ製造シ  
タル又ハ其製造ヲ統轄シタル造船工場ノ証  
明書若シ外国人民所有船ヲ購入シモノナ  
レバ本船旧外国船タリシトキ其本國ノ官府  
ヨリ附子ナレタル船券又ハ船券ニ代用ス可  
キ



造船工長  
証明書

茅

ナ船書ノ写及本籍ノ賣買証書、又若シ内國通  
 商船ヨリ轉業セシモノナレハ本船旧定繫港  
 ノ府縣廳ヨリ附与サレタル内國通商船券ノ  
 本書ヲルヘシ

茶 又前茶引証書類ノ内造船工長証明  
 書ナルモノハ書式第 号ニ從テ本船ノ製造  
 地名、製造月日、注文人名、船体、楮数、楮敷、長延、幅  
 員、深淺、噸數、又ハ石數、ナノ詳記シタルモノ  
 シテ且ツ其造船工長ニ於テ記名調印セシモ  
 ノニ限ルヘシ

茶 船主前茶ノ登籍願書ト引証書類ト  
 差出シ税関長之レテ正當ノモノト是認セ  
 ハ吏ニ税関官吏ヲシテ本船ノ噸數ヲ測量セ

噸數測量  
茅

噸數測量  
茅

シハヘシ此ノ税関測量ノ噸數ハ船内ノ体量  
 每一百立法尺ヲ以テ一噸トス故ニ本船若シ  
 旧外國船又ハ旧内國通商船ニシテ其旧外國  
 又ハ旧府縣ヨリ附与サレタル船券ノ噸數之  
 レト同一ナルコトヲ税関長ニ於テ満足スル  
 トキハ或ハ其旧券ノ噸數ヲ用ヒ則テ測量セ  
 サルコトアルヘシ又本船若シ旧標船ニ係ル  
 トキハ内國通商船登籍規則(省)ニ於テ定  
 トラルヘシ)ノ量法ニ依リ其石數ヲ測量スヘシ

茶 税関官吏登籍船ノ噸數ヲ測量セ  
 シ上ハ書式第 号ニ從テ本船ノ船体、楮種、若  
 シ蒸気船ナレハ暗車外車、楮敷、楮敷、長延、幅員、  
 深淺、高低、船内各楮ノ每噸數、及其惣噸數ホク

外國通商  
本船券  
茶

詳記シタル噸數測量証書ヲ製シ之レヲ本船  
船主ニ示シ異議ナラレハ其差允書ヲ差出シ  
ノ之レヲ証書ニ附加シ且チ。税関長ハ送達  
スヘシ

外國通商  
船ノ四券  
保通  
茶

船ヲ外國通商船本籍。登入シ更。書式第  
号ノ外國通商本船券ヲ附キスヘシ此ノ本船  
券ヲ領有シタル船ハ爾後居常外國通商ニ  
従事シ兼テ開港場間ノ内國通商。従事スル  
コトヲ得ヘシ

内國通商船ヨリ轉業テシモノニ保テハ其旧  
内國通商船券ハ税関長ニ於テ保留シ送テ税

外國通商  
船券ノ用  
茶

関長ヨリ本船日所属ノ府縣廳へ送返スヘシ

茶 此ノ外國通商船券ヲ領有スル船舶  
ハ外國ニ通商シ何國ニ於ケルモ違外日本官  
吏ハ勿論外國政府及官吏モリモ依法ノ日本  
國船ト公認セラレ若シ違難又ハ不慮ノ異変  
等アルトキハ相当ノ保護ヲ受クルノ推理ア  
ルヘシ

本船券返  
納

茶 此ノ外國通商本船券ヲ領有スル船  
船若シ外國人民へ轉賣スルカ若シ燒失破滅  
又ハ解体スルカ若シ外國通商ノ業務ヲ停メ  
更ニ内國通商ニ従事スルトキハ其船券ヲ返  
納スヘシ

轉賣ノ  
返納期限

茶 本船外國人民へ轉賣マシトキ内國

燒失ノトキ  
ト逆納期限

諸港ニ至ラハ其當日ヨリ七日ノ内本船現在  
港税関長ハ外国諸港ニ在ラハ其當日ヨリ六  
ヶ月ノ内本船定繫港税関長ハ逆納スハシ若  
シ外国人民ハ轉賣シテ此ノ期限内ニ逆納セ  
サルトキハ本船々主ハ其價額ト同一ノ罰金  
ヲ至科スヘシ

茅

条

本船燒失破懷又ハ解体ホノトキ内  
内国諸港ニアツラハ其當日ヨリ七日ノ内本  
船現在港税関長ハ若シ外国ニ在ラハ其確証  
ノ得シ日ヨリ七日ノ内本船定繫港税関長ハ  
逆納スヘシ若シ本券共ニ滅却シテ逆納シ能  
ハサルトキハ右期限内ニ於テ亦其旨ヲ申報  
スヘシ

内国通商  
轉業ノトキ

茅

条

本船内国通商船・轉業ノトキハ其  
現在港ノ税関長ハ先ツ本券ヲ逆納シ然ル後  
其府縣廳ハ出願シテ内国通商船券ヲ受領ス  
ヘシ此ノトキハ於テハ税関長府縣官ハノ引  
証トシテ其逆納船券ヲ写テ附与スヘシ

本船券逆  
納証書

茅

条

外国通商本船券ヲ定繫港ナラサル  
税関長ハ逆納セシトキハ税関長ヨリ書式茅  
号ノ本船券逆納証書ヲ本船々長ハ附与ス  
ヘシ此証書ハ船長其逆納當日ヨリ五日ノ  
内船主ハ送附シ船主之レヲ定繫港税関長ハ  
表示シ以テ本船ヲ除籍スヘシ又此ノ逆納港  
税関長ハ其逆納船券ヲ成ル可ク速カニ定繫  
港税関長ハ送達スルコトヲ要ス

本船券改新

定繫港ニテ  
ツラ改新

内国他港ニ  
ツラ改新

外国ニテツ  
ラ改新

臨時外国  
通商船

臨時外国  
通商船  
船券請書  
様書

第

条

又此ノ外国通商本船券ヲ領有スル  
船舶若シ内国人民へ轉賣スルカ、若シ噸数又  
ハ石数ヲ交換スルカ、若シ船形又ハ船種ヲ改  
造スルトキハ本船券ヲ改新スヘシ

第

条

前条何レノ場合ニ於テハ定繫港ニ  
アフラハ七日ノ内以上芽 条以下ノ登録例  
規ヲ遵ヒ其旧券ヲ返納シ更ニ新券ヲ受領ス  
ヘシ

第

条

内国他港・アツテハ其港税同長へ  
其轉賣・交換又ハ改造ノ趣ヲ申告シ旧券ノ裏  
面へ其詳細ノ記入ヲ受ケ他日本船定繫港へ  
帰着ノトキ前条ニ從ヒ改新スヘシ若シ此ノ  
轉賣・依リ本船ノ定繫港ヲ變スルトキハ其

定繫港トナルヘキ港へ當着ノトキ前条ニ從

ヒ改新スヘシ

第

条

又外国諸港・アツテハ本船船籍国ノ  
トキ其始メテ到着シタル港ニ於テ前条ノ  
内何レカニ從ヒ改新スヘシ

第

条

本船ノ定繫港若シ其外航セントスル間港場  
ニ係ルトキハ其船主ヨリ出願スルコト勿論  
ナリト雖モ若シ其定繫港ナラサル間港場ニ  
在テハ本船出賣期日ホノ都合ニ依リ其船  
長ヨリ出願スルコトヲ得ルモノトス

第

条

臨時外国通商船ノ船主又ハ船長其  
及船券ヲ受領セントスルトキハ書式第 号

外國通商  
後船券

全上ノ用

・從て本船ノ船名定繫港船主ノ族籍居所、姓名及(若し船長ノ出願ナレハ)船長ノ族籍居所、姓名、ホフ詳記シタル後船券附求願書ハ、本船ノ内國通商船券ヲ副ハ、自カラ記名調印シテ之レヲ税関長ハ差出スヘシ

第 茶 此ノ臨時外國通商船ハ其内國通商船券ニ記シタル噸數又ハ石數ニ誤謬ナキコトヲ税関長ハ於テ満足セハ別ニ測量スルコトナク其噸數又ハ石數ニ從て本船ヲ外國通商船後船券ニ登入シ更ニ書式第 号ノ外國通商船後船券ヲ附与スヘシ此後船券ヲ領有スル船船モ外國ニアツテハ依テ日本國船ト公認セフルコト本船券ヲ領有スル船船ト異

同上返納

後船券返納証書

ナルコトナカルヘシ

第 茶 左モ此ノ後船券ハ其一航海ニ對シテ附与スルモノナルヲ以テ本船歸國ノ上ハ必ラス其到着港ノ税関長ハ返納シ其旧業即チ内國通商船ニ復スヘシ而シテ本船若シ再々外國ニ通商セントスルトキハ同上ノ順序ヲ遵て更メテ同船券ヲ受領スヘシ故ニ此ノ後船券ヲ附与スルトキニハ税関長其内國通商船券ヲ保留スルコトナカルヘシ

第 茶 此ノ後船券ヲ他港ニ於テ返納セシトキハ其返納港税関長書式第 号ノ後船券返納証書ヲ具船長ハ附与スヘシ左モ此ノ証書ハ船長ヨリ其附与港税関長ハ表示スルニ

及ハス返納港税関長ヨリ執券ヲ送返セシト  
ナリ付于港税関長ニ於テ具仮籍ヲ削除セシ

第三則 噸数測量

第一類 外國通商 (又ハ内外船舶入出港規

第一則 入港 (又ハ内外船舶入港例規)

第二則 滯港 (又ハ内外船舶滯港例規)

第三則 出港 (又ハ内外船舶出港例規)

第四則 進航 (又ハ内外船舶進港例規)

第五則 別例 (又ハ内外船舶便具他別規)

第六則 噸税 (又ハ内外船舶噸税收納例

規)

開港場

開港場  
指称

不開港場  
指称  
不入船ノ  
罰

第一則 入港

第一 凡ノ外國津港ヨリ来航ナレバ船又ハ船  
 航ナレバ船ハ船ハ内外船舶ニ拘ハラズ都  
 テ開港場ニ限リ入進シ其積荷ヲ陸揚スルコ  
 トヲ得ヘシ  
 第二 凡ソ此ノ税関規則中單ニ港ト称スル  
 ハ開港場ノミヲ指称スルモノナリ  
 第三 凡ソ前条ノ諸船舶若シ濫リニ不開港場ニ  
 入進シ其積荷ヲ陸揚シ又ハ陸揚セントスレ  
 トキハ本船及積荷トモ併セテ没收スヘシ  
 海上遭難其他不慮ノ殊災ニ依リ一時避入ス  
 ルハ此限ニアラスト並ニ斯ノ如キ場合ニ於

開港場

入港船長  
通券

入港船報  
告券

第一 凡ノ外國津港ヨリ積荷ヲ持テ入港ス  
 ルハ積量五十噸又ハ五十噸以上ノ船舶ニ限  
 レヘシ  
 第二 凡ソ外國津港ヨリ入港スル諸船舶ノ船長  
 ハ其仕向港ノ境界内ヘ到達スルトキ本船ヘ  
 始メテ未レニ税関官吏ヘ本船積荷ノ概要ヲ  
 告知シ且書式券ヲ引キ夜ニ該官吏携フレ  
 又ノ入港船舶報告券ハ本船ノ船名、船長、  
 噸數又ハ石數、乗組人員、積荷概目、仕出港、仕向  
 場、出帆月日、入港月日、期限、及搭客人員、等ヲ明  
 細ニ記入スヘシ此ノトキ該官吏ハ本船ノ船

細ニ記入スヘシ此ノトキ該官吏ハ本船ノ船

船口封鎖

船内検査

船長ト称スル者

税関監吏

口及船内へ出入シ得ラル可キ各口ヲ封鎖シ  
 シ船内ノ総部ヲ檢シ若シ有税品ノ隠匿ノ散  
 在セルモノアルトキハ之レヲ一室ニ運移セ  
 シノ尚ホ具入口ヲ封鎖スハ此ノトキニ當  
 リ若シ船長報告簿ノ記入ヲ否ミ又ハ船内檢  
 査及船口封鎖等ヲ拒ムコトアルトキハ金五  
 拾円ニ過キサル罰金ヲ科スハシ  
 身 余 凡ソ此ノ税関規則中ニ船長ト称スル  
 ハ船主、船將、船司又ハ其他何名ノ人ニ拘ハラ  
 ス現ニ本船ヲ管理シ又ハ本船ノ主長ナル一  
 人ヲ指称スルモノナリ  
 身 余 外國津港ヨリ入港シタル諸船舶ハハ  
 其積荷ノ多寡ニ應ジ税関長ヨリ一頁又ハ若

入港検査

入港手帳

身 予員ノ税関監吏ヲ派遣スハ此ノ監吏ハ本  
 船内何レノ部分ニラモ自由ニ出入シ本船積  
 荷ノ在場ヲ管理シ、密商脱税ヲ監視シ、船口及  
 船内ノ出入シ得ラルベキ各口ヲ封鎖シ及税  
 関諸規則ニ酌シ、若ク則止シ又ク抑止スル  
 入權アルハシハ本船長トシテ  
 身 余 外國津港ヨリ入港シタル諸船舶ノ船  
 長ハ本船投錨後四拾八時間（日曜日其他開  
 関日ハ除ク）ノ内若シ此時限内開中ニ過ク  
 ルトキハ其後開関ヲ待テ速クニ書式ヲ呈  
 呈シ、從テ本船ノ固名、船名、船長、噸數又ハ石數、連  
 名、地名、定繫港名、乗組人員仕出場所、航路、入  
 港月日時間、及航海日數ボク詳記シタル入港

大藏省



輸入積荷目録  
船名

願者へ書式第 号ニ従て本船積荷ノ記号番  
号函致品種数量船積人引請人引請人居住地  
名輸出港名輸入港名若シ一港以上ノ仕向ニ  
係ルモノアルトキハ其各港名若シ内国品ノ  
再輸入アルハ其頁数及船用品ノ残額ホテ詳  
記シタル輸入積荷目録ト本船ノ船長トテ副  
ハ之レヲ本港税関長ニ差出シ本船ノ噸税ヲ  
納メ以テ本船ノ入港手續ヲ尽スヘシ此ノト  
キ若シ積荷ハ船長以上積荷類ノ正実ヲ証スル  
為メ税関長ノ面前ニ於テ誓詞ヲ立テ書式第  
号ノ入港船長誓書ニ記名シ船長ハ又ハ領  
事印ヲ付シハ入港手續ヲ長誓書ニ記名シ船長  
誓書ニ添テ船長前条ノ要件ヲ登ケズニ積荷ハ税  
関長本船ノ入港手續ヲ長誓書ニ記名シ船長

輸入積荷目録  
船名

関長本船ノ入港手續ニ従テ書式第 号ノ関  
船免状ヲ製シ之レヲ船長ニ附テ本船長  
此ノ免状ヲ得ルニ於テハ之レヲ本船長  
史ニ奉シ船口封鎖ノ免除ヲモ乞フ然レ後其  
船口ヲ開拔スルコトヲ得ヘシ此ノ関船免状  
ヲ得ルノ前条ニ其船口ヲ開拔スルトキハ  
本船長ハ金六拾円ノ罰金ヲ当科スヘシ  
本船長ハ入港船長若シ前条ノ時間中  
入港手續ヲ尽クスコトヲ怠ルトキハ其之レ  
ヲ怠ルノ日毎ニ( )日其他の関日ハ除ク  
金六拾円ノ罰金ヲ当科スヘシ而シテ此ノ罰  
金ハ若シ一日未満トモ必ラス一日以テ  
算スヘシ

関船免状

関船免状  
船長前条

入港船長  
誓書

積荷目録  
及手合  
罰

茅 糸 入港船舶積荷ノ内若シ積荷目録ヲ備  
 へサルカ又ハ之レヲ備フルモ其内ニ遺漏ノ  
 モノアルトキハ旅客手荷物中ニ保有スル有  
 税品ヲ除クノ外具備ハサル又ハ漏レタル物  
 品ノ税金ト同一ノ罰金ヲ本船々長ハ主科ス  
 ハシ而シテ亦品若シ本船乗組人員ノ中ニ属  
 スルカ又ハ之レニ托シタルモノニ係ルトキ  
 ハ尚ホ其実品ヲ没收スヘシ  
 茅 糸 在モ入港手續完了後或拾四時  
 (日曜日其他閉園日ハ除ク)ノ内船長若シ其  
 積荷目録ニ遺漏又ハ不合ノ件アルトモ免季ニ其  
 書面ヲ以テ関税長ニ告白シ船長其全ク  
 通無ク出タニテ課税スルトモ限リテハ之

積荷目録  
及手合  
罰

内外船舶  
積荷目録  
及手合  
罰

積レテ改換シ又ハ之レニ加書スルコトヲ特許  
 ワ等フヘシ若シ此期限ヲ過キ告白スルニ於  
 テハ板令何ホテ事由アルモ必ラス前条ニ依  
 リ所分ズヘシ  
 茅 糸 入港諸船舶ノ船券之レヲ税関長  
 於テ預ル内國及領事不在カ又ハ其本國  
 ノ領事國領事ナレバ外ハ預ケシムヘシ此ノ本  
 國々領事ハ預タルノ場合ニ於テハ入港手續  
 既ニ税関長ノ本券ヲ檢閲セシ後四拾八時間  
 (日曜日其他休園日ヲ除ク)ノ内船長之レ  
 ヲ其本國領事ハ預ケ領事ノ預リ証書ヲ得テ  
 之レヲ税関長ヘ差出スヘシ船長若シ此ノ条  
 件ヲ忘ルトキハ其怠ルノ日毎ニ金五拾円ノ

二ノ五

六

七

八

船荷品  
頭取納

積荷卸  
下納

積荷卸  
下納

罰金ヲ当科スヘシ

茅 茶 若シ入港船舶船用品ノ残額ニ不相

当ノ数量アルトキハ税関長本船積当監吏ヲ

シラ船内ニ於テ相違ノ取締ヲ為サシメ其内

若シ陸揚スルコトアルトキハ通常ノ商品陸

揚手順ニ依リ定則ノ税金ヲ収納スヘシ

茅二則 滞港

茅 茶凡ソ外国津港ヨリ入港シタル内外諸

船舶ノ積荷ハ本船入港手順ヲ尽シ税関長ヨ

リ関税免状ヲ受領セシ上ニテラサレハ決シ

テ卸下スルコトヲ許サズ

茅 茶 又入港諸船舶ノ積荷ハ毎年三月一

日ヨリ十月三十一日迄ハ午前第七時ヨリ午後

第六時迄其他各月日ニ在テハ午前第八時ヨ

リ午後第五時迄各外卸下スルコトヲ許サ

ズ若シ此兩条ヲ犯シ其積荷ヲ擅ニ卸下スル

トキハ其卸下スル積荷ノ税関長押引シ本

品原價ト同額ノ罰金ヲ本船長ヨリ科ス

茅 茶 又入港諸船舶ノ積荷ハ前条ノ仕役

時測下致セ税関長及所長ニ於テ各品陸揚免

状又本船積当監吏ニ表示セシ上ニテラサレ

陸揚免状ヲ許サズ若シ此陸揚免状ヲ

得テシテ未リテ卸下スルトキハ本船長ニ

本品稅金ト同額ノ罰金ヲ当科スヘシ

陸揚免状  
ノ効用

第... 条... 又入港船舶積荷陸揚中ハ毎夕仕役  
 時同ノ終リニ於テ船長具日卸下ニ終ル  
 積荷ノ申取上ニアルモノヲ悉皆船内ニ丹入  
 シ且ツ其船口ヲ閉シテ税関監吏ノ封鎖ヲ受  
 ツヘシ此ノ封鎖ハ翌朝該監吏ノ自ラ開披ス  
 ルノ外何人トモ放除シ能ハサルモノトス  
 若シ此ノ封鎖ヲ破毀シ又ハ放除スルコトア  
 ルトキハ本船々長ノ金六十円ノ罰金ヲ当科  
 ス、シ又若シ其破封ヨリシテ積荷ヲ卸下セ  
 シ實際アリナレバ之レヲ追回シ得ルトキハ本品  
 原價ト同額ノ罰金若シ追回シ得サルトキハ  
 税関長主夫証據ヲ備ヘ司法官ノ相当ト思意  
 算石上罰金元同船長ノ当科ス、シ

第... 条... 若シ止ム得タル事故アリテ其日  
 既ニ陸揚免状ヲ得タル積荷ノ夜中ニ於テ陸  
 揚免状ヲ得タル要スルトキハ其旨税関長へ出  
 願シ税関長ノ至キトスル監吏謝銀ヲ收ムヘ  
 シ税関長其事情ヲ審同シ事実止ム得タル  
 事ハトモハ之レヲ許ルニ書式第... 号ノ夜中  
 役特許状ヲ附与ス、シ  
 第... 条... 又入港諸船舶ノ積荷ハ日曜日其他  
 日既ニ陸揚免状ヲ得タル積荷ヲ此ノ日ニ於  
 テ陸揚セシコトヲ要スルトキハ前条ノ手順  
 一様ニ税関長へ出願シ書式第... 号ノ夜中  
 役特許状ヲ受ク、シ

積荷陸揚  
場日限

日限後  
船内残  
品数

陸揚終了

茶 凡ノ入港船舶積荷陸揚日限ハ本船  
 百噸又ハ五百石以下ナレハ七日、百噸又ハ五  
 百石以上三百噸又ハ千五百石、迄ハ十日、五百  
 噸又ハ千五百石以上八百噸迄ハ十五日、八百  
 噸以上ハ二十日ナルハシモ此ノ日限ハ日  
 曜日、閉閑日、入港後入港手續ヲ尽セシ日迄及  
 本船仕役ヲ為シ能ハサル程ノ降内日等ヲ  
 除キテ算ス可キモノトス  
 茶 此ノ積荷陸揚日限満期ニ至リ尚ホ  
 船内ニ残品アルトキハ本船積荷目録中他港  
 運送ヲ明載シテルモノ、外部ヲ税関長ノ所  
 管ニ帰シ本船々長又ハ本品荷主ニ報告ヲ行  
 茶 一、日ノ後ヲ税関長ヨリ書式第 号ハ期限

陸揚終了

積荷陸揚  
日限満期

陸揚中船  
積入

後船内残品陸揚指令ヲ發シ其残額ヲ陸揚  
 此ノ之ニシテ税関倉庫ニ移入スハシ  
 茶 入港船舶其積荷ヲ陸揚シ終  
 本船擔當監吏ヲシテ船内総部ノ検査ヲ  
 受クハシ監吏船内ヲ詳檢シテ残余品ナキト  
 其旨ヲ税関長ニ申報シ爾來其上監ヲ屬  
 船口封鎖ヲ免除スハシモ船内ニ他港廻  
 送品ヲ帶有スル船舶ハ此ノ限リニテラス  
 茶 租大品ヲ積入レ入港シタル船舶ハ  
 積荷陸揚日限満期ノ後トモモ船長税関長ノ  
 至當トスル監吏謝銀ヲ收ムルニ於テハ相當  
 日數ノ間ハ延期スルコトヲ得ヘシ  
 茶 入港船舶積荷陸揚中ハ船内備用品

ノ外輸出商物ヲ搭載スルコトヲ許サス  
 茶 入港船舶積荷ノ内若シ他港ニ廻送  
 又ハ他国へ輸出スヘキモノアリテ本船積  
 荷目録中又其旨ヲ明記シアルトキハ之レヲ  
 他港ニ積積シ具仕向場へ廻送又ハ輸出セシ  
 ムルコトヲ得ヘシ此ノトキハ若シ廻  
 送品ナレハ茅五類茅一則直廻送例規ニ依  
 輸出品ナレハ茅六類茅一則直輸出例規ニ依  
 リ何レモ其免状ヲ本船擔當監吏ニ示シ然ル  
 後卸下スヘシ若シ此免状ヲ得スシテ其  
 卸下スルトキハ其卸下シタル物品ヲ税関  
 拘引ニ本品税金ト同額ノ罰金ヲ其船長ニ  
 科スルハ此免状係全ク其免状ノ効力ナ  
 ズ

港免許船務ノ罰

輸出品搭載  
税関ニ  
正則

茅 茶 又此ノ移船商物ヲ搭載スヘキ船舶  
 ノ船長ハ税関監吏船積指令ヲ持  
 シ其船積ヲ監視スルニテ其搭載スル  
 コトヲ許サス若シ違フトキハ本品税金ノ半  
 額ニ過キオレ罰金ヲ科スヘシ  
 茅 茶 滞港諸船舶内国産ノ輸出品ノ  
 搭載スルニハ別ニ船積免状ヲ要セズ又搭載  
 後別ニ船口ヲ封鎖スルニ及ハズトモ若シ  
 前示ノ移船品即チ税未納廻送又ハ輸出品若  
 クハ税金賠還輸出品ヲ搭載スルトキハ必ラ  
 ス船積指令ヲ要シ且ツ搭載ノ後ハ毎又其船  
 口及各口ヲ封鎖スヘシ  
 茅 茶 又滞港内国諸船舶ハ其輸入積荷ヲ

悉皆陸揚ニ上ニアラサレハ内国通商船ニ  
將業又ハ復業スルコトヲ許サス

第三則 出港

凡ソ外国津港ニ向ケ出港セントス  
ル船舶ハ本船抜錨前二十四時間  
他国関日ハ除ク  
於テ船長書式第ニ号  
從ニ本船ノ国名、船名、船長、噸數、又ハ石數、造船  
地名、乘組人員、仕向場、及出港月日、ホク細記シ  
タル出港願書ハ書式第ニ号ニ從ニ本船積荷  
ノ記号、番号、包形、箇數、品種、數量、元價、ホク詳記  
シタル輸出積荷目録ニ副ヘ之ヲ稅関長ニ呈  
出シ以テ本船ノ出港手續ヲ尽クシ此

出港手續

出港願書

轉出積荷  
目録

出港願書

轉入積荷  
目録

出港手續

出港願書

出港願書

於テハ船長以上兩書ノ正実ヲ証スルカ爲  
シ稅関長ノ面前ニ於テ誓詞ヲ立テ書式第  
ニ号ノ出港願書ハ記名ノ外ニ又ハ調印  
シタルハス  
茶ノ船長前条ノ要件ヲ尽クシ於テハ稅  
関長亦船ノ輸入積荷目録ヲ再檢シ其輸入積  
荷ノ悉皆陸揚ニ終リシヲ見認メ然ル後其出  
港ノ許シ書式第ニ号ノ出港免狀ヲ附テ其  
前ニ預リタル船券  
在外国船又ハ領事不又ハ  
領事ノ船券預証書ヲ返附ス  
茶ノ輸入積荷ヲ悉皆陸揚ニ終ラサル船  
ハ蒸氣郵船等ハ別シテ照ト他港進航船則チ  
照合ストテ除クノ外稅関長其出航ヲ拒否ス

領事館  
出港ノ旨

ルノ權ヲルヘシ  
 第 一 條 出港船舶ノ船長税関長ヨリ出港免  
 状ヲ得且ツ領事ノ船券預證書ヲ返附セラレ  
 シ上ハ之レヲ自國ノ領事ニ示シ其船券ヲ精  
 査スレコトヲ得ヘシ又外國領事ハ船長ヨリ  
 本条ノ兩書ヲ表示スルトキニ限り其預リタ  
 ル船券ヲ返附スルコトヲ得ヘシ若シ外國領  
 事此ノ兩書ヲ檢視セシテ喜リニ其預リタ  
 ル船券ヲ返附スルトキハ金五百円ニ過キサ  
 レ罰金ヲ當科スヘシ  
 第 二 條 出港船舶ノ船長若シ健康狀ヲ要  
 スルキハ願シ任セ税関長ヨリ附子書ハ之又  
 外國ノ法律ニ依リ其國へ輸入スル商物ハ其

領事館

出港ノ旨

無免許  
出港ノ旨

輸出国税務官吏ノ証明シタル積荷目録ヲ要  
 スル國入向テ出航スル船舶ハ若シ船長ヨ  
 リ別ニ輸出積荷目録ヲ製シ出願セハ亦税  
 関長ヨリ其証明ヲ子フヘシ  
 第 三 條 出港船舶ノ船長若シ輸出積荷目録  
 出港免状ヲ受クルコ  
 トナク去リテ出港スルトキハ税関長税関所  
 屬汽船又ハ在港軍艦ヲシテ便宜逮捕セシメ  
 本船ヲ押還セシ上其船長ハ金五百円ノ罰金  
 ヲ當科スヘシ  
 第 四 條 進航  
 第 九 條 外國津港ヨリ甲港ニ到着シタ

領事館  
出港ノ旨

ニテ

第 九 條



進港船出

進港船寄  
目録

ル船船若シ本船ヲ以テ乙港へ直送ス、ト積荷ヲ有シ且フ甲港税関長へ差出シタル積荷目録中亦タ其旨ヲ明記シアルトハ本船亦品ヲ持テ具仕向場即チ乙港へ進航スルコトヲ得、ト都テ斯ノ如キ物品ノ税金ハ其港へ於テ收納スルヲ法トス

・進航セントスルトハ本船を長先ヲ具甲港・於テ通常ノ出港手續ヲ冬ニ更ニ具帶有品ノ進港積荷目録ヲ製シ之レヲ税関長へ差出シ候間長ノ檢証ヲ受テ然レ後具乙港へ向テ航ス、ト若シ此出港手續ヲ冬ニ更ニ進港品目録ヲ備テス、ト進航スルトモ本

進港船  
入港手帳

進港品  
着証書

船々長へ金百円ノ罰金ヲ当科ス、トシテ

・其到着後四拾八時間（日曜日其他閉関ハ除ク）ノ内更ニ本港税関長へ入港手續ヲ終ニ進港積荷目録ヲ差出（但シ噸税ハ納ムルニ及ハス）ス、ト若シ此ノ手續ヲ怠ルトハ甲港ニ於テ入港手續ヲ怠リ輸入積荷目録ヲ差出リ、ト同一ノ處テス、トシテ

・進航船船長ハ甲港出航ノ当日ヨリ六ヶ月ノ内其進港商切ノ領收証書ヲ乙港税関長ヨリ受領シ之レヲ甲港税関長へ送達ス、ト若シ右期限中之レヲ送達スルコトヲ怠ルトキハ本船長へ其進港品ノ税金

ニシテ  
六  
歳

進航船  
及進航  
及進航

内外船  
特別

ト同一ノ罰金ヲ旨料スルカハ同一船又ハ本船  
 丹々日本ノ港ハ入進スルコトヲ否ムナリ  
 一 進航船ハ港到着ノ上ニ都テ茅ニ  
 別滞港例規ニ從テ其積荷ヲ陸揚スヘシ又夫  
 三則出港例規ニ依從スヘシ又其出港ヨリ内  
 港ハ内港ヨリ丁港ニ進航スルトナリ都テ此  
 例規ニ依從スヘシ  
 茅五則 別例ノ如ク其入港ノ際  
 及各口ノ封鎖ヲ免シテ其手帳ヲ  
 及前

同上積荷  
特別

ト雖モ其積荷ヲ倉船ニ積移シ及夜中ト雖モ  
 此ノ郵船ト旅スルハ現今内國ニ在ラハ三菱  
 郵船會社外國ニ在ラハ米國太平洋郵便汽  
 船會社英國東洋半島汽船會社佛國メサニエリ  
 業トスル會社ニ屬シ且ツ其定期ノ航海ニ現  
 用スル諸船舶及自今右同一業ヲ創立シ同  
 一ノ航海ニ現用スル諸船舶ニ限レシ  
 茅 亦 又此ノ蒸汽郵船ハ一月日又ハ月時  
 於テ入港及出港ノ手帳ヲ尽クシ且ツ其到  
 着港ニ於テ陸揚スヘシ又ハ其港ニ於テ他船  
 へ移載スヘシ積荷ノミハ輸入積荷目録ヲ差

郵船及  
上監

出シ本船内ニ保有シテ其後他港又ハ他國へ  
 運送シ又ハ輸出スヘキ積荷ノ積荷目録ハ別  
 ニ差出サレノ持例ヲ与フヘシ  
 茅 糸 蒸気郵船ハ前条ノ持例ヲ与フルニ  
 依リ昼夜ヲ論ヒス税関長ヨリ船内取締ノ為  
 ヲ税関監吏若チ負ヲ派出シ置クヘシ本船積  
 荷陸揚及船移シホニ就テハ都テ此ノ監吏ノ  
 指引ニ従ヒ且フ該監吏公務執行及記録電調  
 等ノ為メ船内相与ノ一室ヲ給スヘシ  
 茅 糸 蒸気郵船ノ積荷ハ倉船及各社自有  
 ノ船移入積移スルニハ別ニ免状ヲ要セス  
 兼テ其倉船又ハ船移ヨリ陸揚又ハ船移スル  
 一室足式ノ陸揚免状又ハ船積指令ヲ要スヘシ

倉船及  
船積

倉船及  
船積

郵船積荷  
陸揚限

郵船積荷  
陸揚限

シ又此ノ倉船又ハ船移入積移シタル積荷ヲ  
 陸揚ニ終ラサル間ハ其倉船又ハ船移入上監  
 吏ノ置キ毎宵其積口ヲ封鎖スルハ通常商船  
 異ナルコトナカルヘシ  
 茅 糸 蒸気郵船ヨリ直チニ他ノ運送  
 船へ卸下シ陸揚又ハ船移スルモノハ定式ノ  
 陸揚免状又ハ船積指令ヲ要スルコト無論ナ  
 シ  
 茅 糸 蒸気郵船ヨリ倉船又ハ船移入積移  
 シタル積荷ト至テ其陸揚日限ニ至リテハ他  
 ノ商船ト異ナルコトナカルヘシ故ニ若シ期  
 限後ニ至リ尚ホ倉船又ハ船移ニ残ルモノハ  
 茅 糸 依リ税関長ヨリ其陸揚ヲ命ジ倉庫

ハ移入マシムシ  
 茅 茶 一 甲 郵 船 ヲリ 移 載 シ タル 積 荷 有 ス  
 ル 倉 船 ハ 乙 郵 船 ノ 積 荷 ヲ 移 載 ス ル ト キ ハ  
 倉 船 上 監 吏 及 乙 郵 船 上 監 吏 ノ 指 引 従 ヒ 其  
 甲 船 ヲリ ノ 積 荷 ヲ 具 乙 船 ヲリ ノ 積 荷 ト 混 テ  
 サル 様 處 弁 セ シ 上 搭 載 ス ハ 若 シ 之 一 及  
 シ 妄 リ ニ 混 載 ス ル ト キ ハ 倉 船 主 管 人 及 乙 郵  
 船 々 長 ハ 金 五 拾 円 一 過 キ サル 罰 金 ヲ 科 ス  
 ハ シ  
 茅 一 其 茶 一 甲 郵 船 ノ 積 荷 ノ 有 スル 船 船 ハ 乙  
 郵 船 ノ 積 荷 ヲ 移 載 スル 事 ト ス 許 サ ス  
 茅 其 他 不 慮 ノ 災 災 依 リ 一 時 入 港 ス

ハ 本 船 々 長 其 入 港 ノ 際 本 船 へ 始 メ ラ 承 レル  
 税 関 官 吏 へ 入 港 ノ 事 由 ヲ 告 フ 且 ツ 積 載 監 吏 等  
 フル 處 ノ 入 港 船 報 告 簿 入 旅 記 大 罪 中  
 其 概 要 ヲ 記 入 シ 尚 ホ 其 入 港 後 二 十 四 時 間  
 日 曜 日 及 休 日 除 ク 一 日 内 本 港 税 関 長 へ  
 其 遺 難 又 ハ 其 他 ノ 事 故 方 詳 告 シ 併 ヒ 其 處  
 泊 日 数 ノ 見 込 ヲ 報 告 ス 之 税 関 長 其 入 港 ノ  
 事 由 ヲ 得 申 シ ト 税 泊 日 数 ノ 余 リ 承 ラ 得  
 申 ス 見 込 七 日 於 テ ハ 本 船 入 出 港 手 帳 等 各  
 事 務 了 了 ナリ 其 終 出 港 スル 特 別 ナ 事 務 有  
 茅 茶 一 前 茶 ノ 船 船 積 載 依 リ 若 シ 其 積  
 荷 ノ 全 部 又 ハ 裁 子 陸 揚 セ ン ト ス 生 葉 ト  
 ス ル ト キ ハ 船 長 其 事 由 ヲ 書 面 記 述 シ

遺難船  
積荷目録  
却

本船ノ積荷目録ヲ副ハ税関長ハ出願スベシ  
税関長亦其陸揚ノ至当トスルトキハ其積荷  
目録ヲ本船擔當監吏ニ送致シ每箇目録ニ照  
シテ陸揚セシムハレ都テ斯ノ如ク陸揚シタ  
ル物品ハ税関長ノ所管ニ帰シ之レテ官有倉  
庫ニ保入セシムハレシ  
茅 糸 是ノ時ニ當リ船長若シ其陸揚シタ  
ル積荷ノ内消滅品又ハ本船及積荷ノ上ニ掛  
リタル費用ヲ償フカ为メ至要トスル部系ヲ  
具港ニ於テ賣却セシムトテ要スルトキハ税  
関長亦又之レヲ許ルニ船長ヲシテ通常ノ輸  
入手續ヲ尽クシメ其税金ヲ收納シ然レ後之  
レヲ賣却セシムハレシ

遺難船  
積荷目録  
不念罰

茅 糸 前糸陸揚ノ際ニ當リ若シ船長ヨリ  
差出タル積荷目録ト其陸揚シタル実品トニ  
差違アリテ船長其事由ヲ弁明シ能ハサル  
キハ通常ノ積荷目録ニ差違アルト同一ニ處  
スルハレシ

遺難船  
出港

茅 糸 前糸ノ如ク一時陸揚シタル積荷ノ  
内其港ニ於テ賣却セシムル部ハ税関監吏ハ  
監視ヲ受ケ再ヒ本船ハ搭載ニ本船ハ其搭載  
シタル積荷ヲ以テ内外ヲ論セス其仕向場ハ  
向ケ出港スルコトヲ得ハレシ

遺難船  
出港手順

茅 糸 遺難ニ依リ一時入港シタル船舶ハ  
以上ニ許セス所ノ条件外ニ出テサレハ其入  
出港手續ハ尽クスニ及ハスヤモ他ノ積荷

蘇杭船入  
出港手帳

軍艦及官  
官有船  
出入

軍艦及官  
官有船  
品運移

賣却スルカ又ハ輸出品ヲ搭載スルトキハ  
必ラス先フ入港手帳ヲ尽クヌヘシ

茅

茶

内外蘇杭船ハ入港ノ際除税関官吏ニ

於テ船内ヲ検査シ若シ何等ノ獵獲品ヲ有セ

サルトキハ入出港手帳ヲ尽クヌヘシ及バスト

虽モ若シ獵獲品ヲ有スルトキハ必ラス通常

商船ノ如ク出入港手帳ヲ尽クヌヘシ

茅

茶

内外軍艦及内外君主ノ御船又ハ政

府直轄ノ船舶ニシテ軍ニ官用信書ヲ郵送ス

ル迄ニ止リ決シテ貿易ニ從事セサルモノハ

税関ノ於テ入出港手帳ヲ尽クヌヘシ及バハ

税関ノ於テ入出港手帳ヲ尽クヌヘシ及バハ

茅

茶

本前茶ノ船艦ヨリ備用品ヲ陸揚

日土購入  
人心得

又ハ他船へ運移スルトキハ本船士官ヨリ

前以税関長へ届出書式第ノ号ノ備用品陸揚

又ハ運移認状ヲ申受クヘシ此時ニ當リ本品

余リ過量ニシテ税関長其所用ヲ尋問スルト

キハ該士官ヨリ逐一辨明スルコトヲ要ス

茅

茶

前茶ノ物品ト虽モ若シ本艦ニテ他

人一賣却セシモノニ係ルトキハ其購入人ヲ

一般ノ輸入人ト目視シ通常ノ手帳ヲ尽シ定

則ノ税金ヲ納メシムヘシ故ニ斯ノ如キ物品

ヲ購收セントスルモノハ豫テ此ノ茶款ヲ心

得居ルヘシ

得居ルヘシ

得居ルヘシ

第五則 噸税

噸稅足

舊船噸稅

噸稅基

茅 茶 凡ノ外国通商ニ從事スル内国船舶  
 及内国諸港ニ通商スル外国船舶ハ本船外  
 国津港ヨリ入港スルノ都度其入港手噸ヲ全  
 フスノ際每一噸ニ付金 弍ツ以テ噸稅ヲ負  
 科スヘシ

茅 茶 内国旧様船ハ每五石ヲ以テ一噸ト  
 シ其石數ニ從ヒ噸稅ノ噸稅ヲ負荷スヘシ

茅 茶 此ノ噸稅ハ船内ノ体量每一百立法  
 尺ヲ以テ一噸トシ其一噸毎ニ前条ノ定稅ヲ  
 負科スルヲ法トス故ニ外国船舶ノ内其本国  
 ノ噸數亦条ト同一ナルコト明子ナルモ其  
 其船券記載ノ噸數ニ依ルヘシト雖モ若シ之  
 与又不明子ノ原アル上キハ噸稅長ニ放テ具

噸稅測量  
証書

噸稅測量  
証書

噸稅測量  
証書

実數ヲ測量スヘシ

茅 茶 各港稅関長ニ於テ一旦噸數ヲ測量  
 シタル外国船舶ハ船長ノ願ニ任ヒ噸稅測  
 量証書ヲ附与スヘシ此ノ証書ヲ所持スル船  
 舶ハ其船形ヲ改換スルニアラサレハ其後何  
 度入港スルモ何港ニ於テモ其証書ニ從ヒ  
 噸稅ヲ收納スヘシ

茅 茶 内外船舶具噸稅ヲ收納セシトキハ  
 稅関長書式第 号ノ噸稅收納証書ヲ附与ス  
 ヘシ此ノ証書ヲ所持スル船舶ハ若シ其積荷  
 ヲ陸揚スル為メ他港ニ進航スルコトアルニ  
 其噸稅ヲ收ムルニ及ハサルヘシ

茅 茶 内外蘇獵船及道難船亦第 四則本





荷主引  
受人

第一則 總要

茅 糸 凡ソ外国津港ヨリ輸入スル商物ハ具  
有税品タル無税品タル。拘ハラス都テ其積  
荷目録仕入書及船積証書中ハ本品輸入港  
往スル荷主又ハ引請人ヲ指名シ本品到着ノ  
上ハ其荷主又ハ引請人ヨリ税関ニキスル諸  
手續ヲ尽スヘキモノトス

荷主引  
請人代

茅 糸 荷主又ハ引請人若シ事故アリテ自カ  
ラ税関ニ出ルコト能ハサルトキハ其代弁人  
ヲシテ税関手續ヲ尽カシムルコトヲ得ヘシ  
モ此代弁人ハ荷主又ハ引請人ヨリ必  
ズ代弁委任状ヲ附シテ引請人ヨリ必  
ズ有セサルトキハ税関ニ在テハ代弁人ト見

荷主引  
請人代

認ノナルヘシ

茅 糸 仕入書及船積証書中若シ荷主又ハ引  
請人ノ姓名ヲ記載セサルトキハ税関ニ在  
ラハ其仕入書及船積証書ノ差出人ヲ以テ荷  
主トシ之ヲシテ税関手續ヲ尽クスコトヲ許  
スヘシ

荷主引  
請人代

茅 糸 輸入商物ノ内若シ本品輸入船ノ積荷  
陸揚期限ニ至リ尚ホ輸入願書ヲ差出サ  
ルハ無需主商物トシテ税関長ノ許可  
之レヲ倉庫ニ移入シ違テ無需主商物  
例規ニ依リ夫々所不スヘシ

荷主引  
請人代

茅 糸 各種ノ物質鴉片煙具鴉片煙具  
鴉片煙具鴉片煙具

三ノ二  
大  
省

輸入書  
ノ罰

税関吏  
ノ標

具等ハ何レモ輸入嚴禁ナルヘシ若シ斯ノ如  
 十物品ヲ輸入スルモノフルトキハ其内国ハ  
 入ルハツ許サズルノミナラス亦タ其外国ハ  
 出スラ許サズ必ラス没收シテ撤却スヘシ  
 第 茶 又吸煙鴉片ヲ密入シ又ハ密入セシト  
 謀ルモノハ本品ヲ没<sup>14</sup>セシ上尙ホ其鴉片一  
 打 (一打未滿モ亦タ一打トス) 二付金十五  
 円ヲ、ノ罰金ヲ当科スヘシ  
 第 茶 税関官吏及雇員ホハ直接ニモ間接  
 モ輸入業務ニ干渉シ又ハ輸入品ノ引請人ト  
 ナルコトヲ許サズ若シ之レヲ犯スホキハ同  
 律ニ依リ本入ヲ所斷ニ尙ホ其物品ヲ没收ス  
 入シ

海軍吏  
及輸入  
ノ標

輸入書

輸入書  
ノ罰

第 茶 内外海軍ニ屬スル士官及船夫等ハ何  
 等ノ口実アルモ其官船ヲ以テ外国商物ヲ輸  
 入スルコトヲ許サズ  
 第 茶 凡ソ外国商物ヲ輸入スルトキハ其輸入  
 手順ヲ尽クスノ際荷主又ハ引請人必ラ本  
 商物ノ仕入書ヲ税関長ヘ差出スヘシ  
 第 茶 此ノ仕入書ハ本品若シ外国市場ニ於  
 テ購入セシモノナレバ其購入ノ地名月日  
 本ヘ向テ輸出ノ月日元價諸雜費船積人引請  
 人減價及口銭等ヲ詳記シ又購入セルコトヲ  
 サレ即チ其生産人又ハ製造人等自己ノ船積  
 ニ係ルモノハ其生産又ハ製造ノ地名月日  
 本ヘ向テ輸出ノ月日輸出ノ日具地ニ於テ本

仕書記  
名及書

仕書用  
元量名  
及貨名

品ノ占有シタル一般ノ市價、諸雜費、船積人、  
引請人、減價、及口銭等ヲ詳記スヘシ。而シテ本  
品若シ後量稅品ニ係ルトキハ亦タ其數量ヲ  
詳記スヘシ。

茅・茶 又此ノ仕入書ハ其仕入地ニ於ケル仕  
入人毎積人仕向人又ハ其代理人ニ於テ記名  
シ且ツ其地ニ於テ誓詞檢按ノ權ヲ有スル相  
當ノ官吏ノ面前ニ於テ立誓シ其誓書ヲ附加  
シタルモノニ限ルヘシ若シ此ノ兩条ノ所要  
ニ從ハサルモノ之レヲ正當ノ仕入書ト  
見認メサルハシ

茅・茶 此ノ仕入書ニ記載スル元價、市價、及數  
量ハ必ラズ其仕入國ノ貨名、及量名、又以テ記

仕書偽造  
者ノ罰

隱有品  
沒收

仕書者  
除

述スヘシ

茅・茶 此仕入書ハ必ラズ荷主又ハ引請人  
其仕入國ヨリ落手シ且ツ其落手シタル終  
人モノニ限ルヘシ若シ此ノ仕入書ヲ日本ニ  
於テ偽作スルカ又ハ之レヲ加除スルコトア  
ルトキハ其本品ヲ沒收スヘシ

茅 輸入高物檢査ノ際仕入書中ニ記載  
セサル尚ホ高價ノ物品ヲ其包束中ニ發見ス  
ルハ本品及隱有品共併ヒ沒收スヘシ

茅 茶 荷主又ハ引請人若シ何等ノ事由  
アリテ此仕入書ヲ其仕入國ヨリ落手能ハサル  
トキハ其旨書面ヲ以テ税関長ニ告白スベシ  
税関長本品ノ状況便令仕入書ヲ有セサルモ

百円以下  
物品

鑑定秤價  
税金

詐偽が為シ能ハサルモノト見認ルトキニ限  
リテハ鑑定秤價ニ從テ輸入手續ヲ尽クスコ  
トヲ許ルベシ

茅

茶 元價百円ニ過キサル物品及消滅質  
ン物品等ハ若シ税関長ニ於テ仕入書ヲ要セ  
スト見認ルトキハ鑑定秤價ヲ以テ輸入手續  
ヲ尽クシムルコトヲ得ヘシ

茅

茶 荷主又ハ引請人仕入書ヲ有セサル  
ヨリ一旦鑑定秤價ヲ以テ輸入手續ヲ尽カシ  
メタル物品ハ若シ其後ニ至リ本主仕入書ヲ  
得真元價又ハ市價ノ鑑定秤價ヨリ低價ナル  
コトアルモ其税金ハ決シテ並付スルコトナ  
カレベシ

国内消費  
願書

日誓書

第二則 国内消費

茅

茶 凡ソ外国ヨリ輸入シタル商物ヲ国

内消費ノ為メ直チニ引取ラントスルトキハ  
荷主引請人又ハ其代人書式茅 号ノ国内

消費願書ニ仕入書及船積証書ヲ副一自カラ  
記名外国人ハ又ハ調印内国人ハシテ之レヲ税関

長ニ差出スヘシ此ノトキニ於テハ願主本願  
書ノ正実ヲ証スルカ为メ税関長ノ面前ニ於

テ誓詞ヲ立テ書式茅 号ノ国内消費誓書ハ  
記名又ハ調印スヘシ尤モ此ノ願書ハ本品輸

入船ノ入港手續ヲ尽セシ上ニアラサレハ差  
出スエトヲ許サス

第 茶 願主此ノ願書及入庫願書以下各種願書ヲ記スルニハ先ツ記号、番号、箇數、及品種ヲ夫々、罫内ヘ記入シ數量ナル罫内量名ノ部ヘ斤、斗、尺、等ノ量名ヲ記入シ教額ノ部ヘ其實數ヲ記入シ仕入書原價ナル罫内ヘ其仕入書記載ノ貨名ヲ以テ原價、諸雜費、及口銭、ホヲ記入シ且ツ其締高ヲ日本貨幣ニ換算シセレヲ。税價ナル罫内從量、從價、又ハ無税ノ部ヘ記入シ税額ナル罫内ヘ從量、從價、ヲ論ヤス其稅額ヲ記入シ及税金ナル罫内ヘ從量品ハ其數量ト稅額トヲ除乘シタル從價品ハ其稅價ト、稅額トヲ除乘シタル税金ノ高ヲ記入スヘシ若シ此ノ書例ニ從ハス錯雜ナル願書ヲ差出

ノトキハ稅関長查察ヲ之レ又受理官セヨカ  
 勿ルヘレハ陸場免狀ノ製シ之レヲ願主ニ附与スヘ  
 茶 願主此ノ願書又差出、ス查察之ハ稅  
 関長所屬官吏ヲシラ之レヲ本品輸入船ノ積  
 荷目錄ニ照合セシメ差違ナケレハ書式第  
 号ノ陸場免狀ヲ製シ之レヲ願主ニ附与スヘ  
 願主此ノ免狀ヲ得ルニ於テハ之レヲ本品  
 茶監々吏ニ表示シ本品ヲ陸場スルコトヲ得  
 ルト虽モ必ラス之レヲ稅関検査場内ニ運致  
 スヘシ又此ノ陸場ニ付テハ豫メ稅関長ノ認  
 可ヲ經タル運送船ニ限り使用ス可シ擅ニ他  
 ノ船舶ヲ用ユルコトヲ許サス  
 茶 願主本品ヲ陸場マシ上ハ稅関長所  
 三ノ六

国内消費  
免状

酒類  
免状

別冊  
八品

酒類  
免状

属各課ツレテ本品ヲ検査シ及鑑定シ従量税  
 品ハ其数量ヲ量定シ従價税品ハ其稅價ヲ鑑  
 定セシメ又其税金及謝銀等ヲ收納セシメ然  
 レ後書式券一号ノ国内消費免状ヲ願主ニ附  
 子シ所屬官吏ノシテ之レヲ交附セシムハレ  
 券 糸 有茶ノ手續ヲ經ナル内者レ本品ヲ  
 本船ヨリ税関検査場外ニ陸揚シ又ハ税関檢  
 査場ヨリ他所ニ運移スルトキハ其本品ヲ没  
 收スハレシ  
 茅 糸 別冊ヲ以テ輸入レタル商物及一船  
 ヲ以テ輸入スルモ別仕入書ニ記載シタル商  
 物一輸入願書中ニ混載スルコトヲ許サス  
 茅 糸 凡ソ従量税品ノ仕入書及願書中若

酒類  
免状

酒類  
免状

其数量ノ明記セサレトキハ之ノ数量及  
 其輸入願書中ニ輸入主ノ自費ナルハ其輸入  
 願書ニ別冊ヲ以テ輸入シタル商物及一船  
 一葉三則ニ鑑定シ其輸入願書ニ別冊ヲ以テ  
 茅 糸 凡ソ従量税品ヲ輸入スルトキハ稅  
 関長具仕入書ヲ又若シ鑑定秤價ニ後フトキ  
 ハ其輸入願書ヲ鑑定官ニ送附シ本品ヲ検査  
 シ其稅價ヲ鑑定又ハ秤價セシムハレシ此ニ鑑  
 定及秤價ノ基準ハ本品輸出國ノ重ナル市場  
 於テ輸出ノトキ本品ノ台有シタル一般ノ  
 市價ヲルヘシ  
 茅 糸 此ノ検査シ及シ鑑定不可キ包商ハ  
 税関長ノ見込ツ以テ適宜ニ之レヲ定メ其陸

揚免状中へ記号番号ニ依リ申ホスル此ノ  
 申ホサレタル各包箇ハ本品ノ陸揚ノ管理ス  
 ル監吏又ハ倉吏ヨリ輸入人ノ費用ヲ以テ直  
 子ニ鑑定官へ送附スヘシ在モ本品若シ粗大  
 品又ハ其他運搬ニ使ナラサレモノニ係ルト  
 キハ事宜ニ依リ其陸揚ノ場所ホニテ検査ス  
 ルコトアルヘシ

茅 陸揚茶 鑑定官仕入書又ハ願書ヲ送附セラ  
 レ輸入人具包箇ヲ送致セシ上ハ本品ヲ開封  
 シ其種類ト実品トヲ逐一対照シ其品種品位  
 及ヒ入頭ボノ合否ヲ検査シ且ツ其原價ノ當  
 否ヲ鑑定シ仕入書又ハ願書ノ裏面へ其意見  
 ノ畧記シ且ツ同封シテ之レヲ税関長へ送達

又ヘシ

茅 陸揚茶 鑑定官本品検査中若シ仕入書ニ記  
 載セサレ物品又ハ輸入開封ノ物品ヲ発見ス  
 ルトキハ直ニ其旨ヲ税関長へ申報スヘシ

茅 陸揚茶 鑑定官輸入商物ノ原價ヲ鑑定スル  
 ニ當リ若シ至要トスルトキハ其輸入人ヲ招  
 出し本品仕入ノ関スル事故ヲ尋問シ輸入人  
 ノ申付テ本品ニ付仕入国ヨリ落手シタル信書  
 詳尋書又ハ其他ノ書類ヲ差出サシムルコト  
 ヲ得ヘシ

茅 陸揚茶 凡ソ輸入商物ノ内検査シ及鑑定ス  
 可キ包束ハ税関長ヨリ其記号番号ニ依リ申  
 ホス可シト虽モ若シ鑑定官ニ於テ重要トス

鑑定増價

ルトキハ其輸入ノ全数ヲモ検査スルコトヲ  
 得ヘレ  
 茶 鑑定官輸入商物ノ原價ヲ不きトス  
 ルトキハ其不きトスル理由ヲ書面ニ記シ具  
 件入書ヘ附貳シ又其仕入書中ノ每品ハ其輸  
 出目ノ貨名ヲ以テ増價ヲ記入シ之レツ税関  
 長ヘ送達スヘシ税関長亦其増額ヲ主きト  
 セハ其旨輸入人ニ示シ此ノ増價ヲ以テ收税  
 スヘシ此ノトキニ當リ輸入人若シ此ノ増價  
 不服ナルトキハ其告知ノ後貳拾四時間ノ  
 内其不服ノ理由ヲ税関長ニ告白シ且書面  
 以テ本品ノ再鑑定ヲ請求スルコトヲ得  
 シ

再鑑定  
請求書

鑑定終局

茶 鑑定官ニ於テ増價ヲ附セシ商物ハ  
 輸入人具告知ノ後貳拾四時間ノ内再鑑定請  
 求書ヲ差出セシトキハ外其増價ヲ以テ本品  
 鑑定ノ終局トナスヘシ  
 茶 輸入人再鑑定請求書ヲ差出セシ上  
 ハ税関長更ニ其済ニ放テ清廉ノ名アル商人  
 内外人ニ或負テ撰ミ税関長ノ定メタル場所  
 ニ於テ再々本品ヲ鑑定セシムヘシ此時ニ當  
 リ若シ輸入人至要トスルトキハ角カラ本場  
 ニ至リ本品ノ性質用法ホテ辨明スルコトヲ  
 得ヘシト虽モ其鑑定ノ當否ニ至リテハ決シ  
 タ補裁スルコトヲ許サス  
 茶 前茶再鑑定ノ際若シ鑑定商人向員

再鑑定

鑑定終局

再鑑定  
請求書

三九



雜定商人  
給料

ノ意見符合セザルトハ税関長自ラ其主  
 事トスルノ一カニ決定スルコトヲ得ヘシ期  
 ヲ再鑑定ニ於テ決定シタル價直ハ本品鑑定  
 ノ終局トシ決シラ他ニ越告スルノ道ナシモ  
 一頁一回金一円ヲ、ノ謝料ヲ輸入人ヨリ出  
 サシメ税関長之レヲ本人ニ附子スヘシ若シ  
 輸入人比ノ謝料ヲ拂フコトヲ否ムトキハ税  
 関長ニ於テ本品ヲ支附スルコトヲ否ムハ  
 之ニ當リ該品出立ノ時長官ノ裁量ニ依リ  
 輸入人其品出立ノ時該品出立ノ時  
 第四則 稅收稅

稅收法

稅收法

運送費

實費  
稅收法  
稅收法

第一 茶 凡ノ輸入商物ノ税金ハ從價稅品ハ  
 稅関ニ於テ重量ニシテ其數量ニ依リ從價稅品  
 外稅関ニ於テ鑑定シテ其稅價ニ依リ從價稅品  
 輸入稅則ニ據テ其稅額ニ從テ收納スルハ  
 本品ハ外國市價即チ本品輸出國ノ重大市場  
 一於テ其輸出ノ時本品ノ元價却テ此ハ市價ヨ  
 入價價又ハ若シ本品ノ元價ハ本品生産又ハ製  
 造ノ地ヨリ其輸出ノ地迄ノ運送費本品ヲ入  
 レタル箱桶樽及其他各種ノ包装費本品ノ口  
 錢也諸料輸出稅及其他事實本品ノ為メ費用  
 シタル諸雜費ホツ加算シタル合計額ヲ是ナ

第 茶 前茶包未賣以下都下ノ諸・雜賣ハ一  
仕入書中ノ元價又ハ市價ノ惣高ノ平均ニ分  
加スルヲ法トス故ニ若シ一仕入書中ニ從量  
稅品ト從價稅品トヲ混載スルトキハ右平均  
ノ割合ヲ以テ從價稅品ニ分加スヘシ  
第 茶 輸入商物具輸出國ヨリ日本ヘ向  
輸入スル途申ノ船賃保險料及諸雜費才ハ前  
茶稅價ノ内ヘ加ヘサレヘシ故ニ甲國ヨリ日  
本ヘ向ク輸入ノ途中乙國ニ運送シ其乙國  
於テ本品ニ掛サレ陸揚及船積ノ諸雜費才  
即テ輸入途中ノ費用力セテ必ズ之ニ除  
算スベシ

第 茶 貿易上ノ慣習ニ依リ仕入書ノ減價  
ヲ記載セシモノハ稅関長ノ之レヲ至キトス  
ルトキニ限り減價スルコトヲ得ヘ長右ニ之  
レノ減價スルニ依リ仕入書元價ノ一級市價  
ヨリ低下スルトキハ此ノ限ニテ入不  
第 茶 一旦輸入稅ヲ納メ後外國ノ輸出  
シ其後ニ至リ亦再ニ輸入スルモ令ト至  
其輸入ノ都度稅金ヲ至科スヘシ  
第 茶 外國人民所有ノ船舶ヲ内國人民  
於テ購入スルトキハ輸入品ト目視シ稅則  
從ヒ其稅金ヲ負科スヘシ若シ此ノ稅金ハ新  
旧兩主協議ノ上其一方ヨリ全納スルモ又ハ  
双方ヨリ分納スルモ何レモ其都合任ラ可

税則中明  
示ラ備へ  
可ク物多  
税証

其モノトス向レテ此ノ税金ヲ納ムルトキ  
 必テ其納人ヨリ賣買証書ヲ税関長ニ表  
 示スベシ  
 茶 内国人民外国ニ注文シ又ハ外国  
 トラテ購入シタル船舶モ本邦到着ノ上ハ必  
 ラテ前茶ニ依リ收税スベシ  
 茶 凡ソ輸入税則中ニ明茶ヲ有セザル  
 物品ヲ輸入スルトキハ其性質効用織方又ハ  
 供用方ホノ最モ類似セル税則中ノ物品ニ比  
 附シ其税額ニ從ヒ收税スベシ若シ此ノ類似  
 ノ物品或種以上アリテ各其税額ヲ異ニスル  
 下則ハ其内最モ高税額ノ物品ニ比附シテ投  
 税スベシ

輸入不服  
書及  
状

大蔵卿  
審明

茶 前茶ノ税則中明茶ヲ有セザル物品  
 二付輸入人若シ税関長比附ノ立方ニ不服  
 ルトキハ其收税ノ日ヨリ十日ノ内税関長ニ  
 不服書ヲ差出し尙ホ夫ヨリ二十日ノ内不服  
 ノ理由ヲ詳記シタル越訴状ヲ具シ税関長ニ  
 通シテ大蔵卿ニ差出スベシ若シ此ノ日限ヲ  
 過キ越訴スルモ大蔵卿ニ於テ決定シテ受理  
 スルコトナカレシメ  
 茶 大蔵卿前茶日限内ニ越訴状ヲ得ル  
 於テハ本件ヲ審明シ若シ越訴ノ理由是ナ  
 リトセハ其旨更ニ税関長ニ指揮シ其過收レ  
 タル税金ヲ返附セシメ若シ又越訴状ノ理由  
 非アリトセハ其非トスル趣旨ヲ明セシメ

損傷品宛

減税請  
求書

判文ヲ作り之レテ税関長ニ送附シ税関長ヲ  
シテ更ニ本人ニ宣告セシムベシ  
茶 凡ノ輸入航海中ニ折ラ損傷ヲ受ケ  
タル商物ハ其陸揚ノ日ヨリ三日ノ内本々水  
高ヲ文附セサル前輸入人ヨリ減税ヲ出願スル  
ニ折ラハ税関長查明ノ上之レテ減税スレノ  
トヲ得ハシテ此ノ減税ハ航海中ニ受ケテ  
ル損傷ニ限ルモノニシテ其航海ヲ始ムルノ  
前既ニ破損シ濕潤シ又ハ其他ノ理由アリシ  
ニ依リ航海中損傷ニ至リシモノハ決シテ引  
受ス可カラズルモノトス  
茶 輸入人損傷品ハ為メ減税ヲ需ムル  
事トシテハ書式等ノ事ハ損傷品減税請求書ニ

損傷品宛

記名調印ノ上税関長ニ差出スハシ税関長其  
請求ヲ受理アリトセシテ其請求書ヲ鑑定官ニ送  
附シ其損度ヲ鑑定セシメテ此ノ損傷品ハ  
テハ請求人具損傷品表他品ト區別シ噴次ニ  
排列シ種類ヲ區別ニ包束ヲ開報シ内品ヲ表  
示シ然ル後其旨ヲ鑑定官ニ申報スベシ  
茶 鑑定官損傷品ヲ検査シ其損傷全ク  
航海中ニ受ケシモノタルコトヲ見認セバ折  
ラハ其損度ヲ鑑定シ其損度ハ何割何分タル  
コトヲ請求書ノ裏面ニ記入シ之レテ税関長  
ニ申報スベシ此ノ損傷品損度鑑定ニ付テハ  
鑑定官ノ申報ヲ以テ終局トシ決シテ再鑑定  
ヲ行フコトヲ許サズ

茅 茶 輸入向物船積証書ハ本品完全ノ有  
 藤ニテ船積証シヤ否ク見認レ証跡ノ一部ト  
 ナスコトヲ得ヘシ  
 茅 茶 凡ソ輸入向物輸入港ニ到着ノ後ハ  
 水タ收稅ビナル前又ハ稅水納入庫第ニ四號中  
 又ハ稅水納国内廻送別及子發ニ弟一 中若シ天災  
 火災又ハ其他異常ノ禍災ニ依リ其ノ全体又  
 ハ幾テテ尽滅又ハ傷害スルトキハ其稅金ヲ  
 全面又ハ減除スルコトヲ得ヘシ在テ此ノ免  
 稅及減稅ハ其全ク天災ニ罹リシモノニ限レル  
 其ノ之ニ及テ其輸入港到着後自然ニ出シタ  
 損傷ハ其決シテ升及スル所無ク其出シタ  
 損傷ハ其決シテ升及スル所無ク其出シタ

茅 茶 前茶ノ如ク天災ニ罹リタル商物ハ  
 荷主又ハ引受人其天災ノ港前到着後收稅又ハ  
 其天災後始メテ到着シタル港前到着後ハ於テ  
 書式書号ニ從ヒ本品ノ詳件本品ノ現在地名  
 天災ノ月日地名実況及ヒ其禍害ノ度即チ尽  
 減カ又ハ傷害カホテ詳記シタル天災品免稅  
 又ハ減稅請求書ヲ又若シ廻送途中ニシテ尽  
 減セシモノナレバ之ニテ廻送船々長ノ禍害  
 報告書ヲ副ヘ之ニテ其港稅関長ニ差出スベ  
 シ稅関長右書類ニ依リ其事實ヲ歸認セバ尽  
 減品ハ其稅金ヲ免除シ傷害品ハ輸入途中損  
 傷品減稅例規ニ依リ其稅金ヲ減除スベシ  
 茅 茶 從量稅品ヲ入レタル袋箱樽樽及其

税金通  
算表

金銀幣

例  
物  
檢  
査  
手  
続

他ノ包束ハ凡クトシテ減税スルモノアリ得ル  
 量ニ從フヘシ  
 其税金ニ過不及アルトキハ其收納ノ日ヨリ  
 一ヶ月ノ内ニ於テ精算スヘシ若シ此期限ヲ  
 超ユルトキハ過不足決シテ改算スルコト  
 勿ルヘシ  
 茅 糸 凡ク輸入商物ノ税金ハ日本金銀貨  
 幣ノ外收納スルコトヲ許サス  
 茅 五則 凡ク旅具 凡ク郵船又ハ其他ノ船舶 凡ク以

内外公使  
旅具

旅具通関  
手続

凡ク外国津港ヨリ到着シテ旅客ヲ屬スル旅  
 具及手荷物ノ類ハ各旅客ヲシテ不用金延滞  
 又ハ不便ヲ生ズルモノニ於テハ通商ノ類  
 入手順ヲ免除シ其上陸ノ場ニ於テ内品ヲ檢  
 査シ若シ有税品アルトキ現所ニ於テ其税  
 金ヲ收納シ之レヲ許收スル人持例ヲ与フヘ  
 茅 凡ク茶 凡ク内外公使又ハ其他ノ交際官自携ノ  
 旅具及手荷物ハ内品ヲ同視スルコトヲ成  
 ル可ク邊方ニ通関マシムルコトヲ要ス  
 茅 凡ク茶 凡ク外国ヨリ到着シテ旅客上陸スルトキ  
 ハ其上陸所ヲ監スル監吏ヨリ書式ヲ与テ  
 旅具手荷物通関願書ヲ配与スルコトヲ成









第一種官  
有倉庫

第

官有倉庫  
ノ倉庫

第

官有倉庫  
出入労働

第

立シ本庫へ貯蔵スル商物ニ對シテハ税関長  
 日本政府ノ代人トナリ庫租ヲ納メ証券ヲ發  
 シ及ビ貯蔵中倉庫一般ノ通務ヲ負擔スルモ  
 則テ是ナリハ  
 茶 官有倉庫ノ庫租ハ其港内保証倉庫ノ  
 普通敷料ト同一ナルヘシ若シ其港内ニ保証  
 倉庫アラサルトキハ税関長一般貸倉ホノ振  
 合ヲ斟酌シ宜シク之レヲ制定シ又ハ機ニ臨  
 ミ入庫人ト協定スルコトヲ得ヘシ  
 茶 官有倉庫へ商物ヲ入出スルノ労働ハ  
 豫テ税関長ノ免許ヲ經タル労働人ニ限リ使  
 用ス可シ尤モ其費用ハ都テ入庫人ノ自辨シ

無庸止  
高物其  
他

第

官有倉  
庫ノ負  
擔

第

遭害品

第

無庸止高物其  
 庫手頃ヲ尽サスシテ入庫スルコトヲ要スル  
 物品(遭難船ヨリ陸揚シタル積荷ヲ一時入庫  
 スルノ類)ハ必ラス此ノ官有倉庫ニ限リ保藏  
 スヘシ  
 第 茶 此ノ官有倉庫へ完全ノ有様ニテ入  
 庫シタル商物ヲ成ル可ク安穩ニ貯蔵スルハ  
 税関長ノ負擔タルヘシトモ其自然ニ生シ  
 タル又ハ其包束ノ疎漏等ヨリ起リタル損傷  
 ノ如キハ一切其責ニ任セサルヘシ  
 第 茶 又此ノ官有倉庫へ貯蔵シタル商物天  
 災火災又ハ其他ノ異變ニ依リ消尽又ハ損傷ス

倉庫証  
券  
第

ルトキハ税関長ニ於テハ一切其責ニ任セ  
ルヘシ  
此ノ官有倉庫ヘ貯蔵シタル商物ニ限  
リテハ税関長ヨリ倉庫証券ヲ附与スヘシ此  
ノ証券ハ本類第一別入庫ノ条ニ掲クル例  
逐々入庫人其入庫免状ヘ倉庫ノ倉入表書  
受ク差出セシトキ書式第  
号ニ従ヒ税  
関長ヨリ附与ス可キモノトス又此ノ証券ハ税  
関長ノ官印ト倉庫課長ノ加印アルモノ  
ヲレレバ決シテ其効ヲ有セサルモノトス  
合記スルモ又ハ教通ニ分記スルモ入庫人  
願ニ任スヘシトモ其一通毎一金宛ノ謝銀

証券分  
第

証券轉  
賣  
第

証券轉  
賣  
第  
一次

ヲ領收ス可シ尤モ一箇ヨリサテキ部分ニ別  
記スルコト能ハサルヘシ  
此ノ倉庫証券ハ本主ノ都合ニ依リ何  
地ヲ論セズ自由ニ轉賣又ハ譲与スルコトヲ  
得ヘシ故ニ税関ニアリテハ証券現有主ヲ以  
テ本主トシ出庫手續ヲ許ルシ証券引換ニ本  
品ヲ引渡スヘシ尤モ此ノ轉賣又ハ譲与ヲ証  
スルニハ以下諸条ノ書例ニ従フヘシ若シ此  
ノ書例ニ従ハサルトモハ税関ニ在テハ入庫  
願主ノ外本品ヲ引渡スコト勿ルヘシ  
此ノ証券ヲ甲ヨリ乙ヘ轉賣又ハ譲与  
スルトキハ証券ノ裏面第一次ノ部中へ其轉  
賣又ハ譲与ノ地名、月日、轉賣力又ハ譲与力等

月第ニ  
次以下

第

証券ノ  
初月

第

フ記入シ且ツ必ラス新旧両主ニ於テ記名及  
 調印スヘシ此ノ第一次ニ於テハ日主ノ記名  
 調印ハ入庫願書ト同手同印ノモノニ限ルヘ  
 シ若シ此ノ記名調印ニ疑似アルトキハ日主  
 ハ証明ヲ得ル迄ハ本品ノ引渡ヲ否ムヘシ  
 轉賣又ハ譲与スルトキモ前条同一ノ書例ヲ  
 以テ第二次以下ノ部中ニ記名及調印スヘシ  
 若シ其間ノ記名調印即ケル者ノ甲者ニ對ス  
 ル記名調印ト兩者ニ對スル記名調印トニ遠  
 差アルトキハ亦テ前条ノ如ク引渡ヲ否ム  
 べシ  
 以上兩条ノ書例ニ從フトキハ何回本

証券紛  
失

第

新証券  
ノ初用

第

主ヲ代フルモ税関ニ於テハ証券現有主ヲシ  
 テ出庫手續ヲ許シ本品ヲ交付スヘシ  
 第 条 入庫本主若シ此ノ証券ヲ紛失セシト  
 キハ書式第 号若シ証券買有主ナレハ書式  
 第 号ニ從ヒ其旨速カニ税関長ニ申報シ又  
 内外新聞紙ヲ以テ一週間ヨリ少ナカラサル  
 間本券紛失ヲ公告シ又カノケ之レヲ搜索ス  
 へシ而シテ竟ニ搜索シ得サルトキハ書式第  
 号新券請求書ヲ税関長ニ差出スヘシ此ノ  
 トキ税関長ハ事實查明ノ上疑ハシカラサレハ  
 更ニ新証券ヲ作り之レヲ請求人ニ附与スヘ  
 シ

第 条 右ノ如ク新証券ヲ附与セシ上ハ其後

ニ至リ若シ旧証券ノ出ワルコトアルモ全ク  
 廢紙ニ屬シ税関ニ放テハ新証券ヲ有スルモ  
 ノウ奉主トスヘシ尤モ新ノ如キ物品ハ前条  
 新聞紙ニ公告ノ日ヨリ六十日間ハ入庫期限  
 ニ拘ラス出庫スルコトヲ許サ、ルヘシ

第 二 条 第一種官立保証倉庫ハ日本政府ニ於  
 テ設立シ至當ノ借料ヲ以テ内外人民ニ貸与  
 シ其内ニ貯藏シタル高物ニ對シテハ敷料及  
 貯藏中ノ莫得共一切荷主ト借庫主トノ同ニ  
 於テ自奉セシメ税関長ハ同稅保護ノ為メ其  
 出入ヲ管理スル邊ニ立ルモノ則チ是ナリ

第 三 条 此ノ種ノ倉庫ハ内外人民ノ内創業  
 希望ノモノアルモ税関ノ都合ニ依リテハ或

ハ是レヲ拒否スルコトアルヘシ又之レヲ許  
 可スルトトキハ税関長ノ見込ヲ以テ豫メ年  
 限ヲ定メ置キ其期限後ニ至リテハ假令借庫  
 主ニ於テ借借セシコトヲ乞フモ税関長ハ貯  
 ノ機嫌ヲ斟酌シ或ハ許ルシ或ハ許サ、ルコ  
 トアルヘシ

第 四 条 内外人民ヲ論ベス此ノ官立保証倉  
 庫ヲ創業セントスルトキハ先テ税関ニ放テ  
 其借料ノ可キ倉庫ノ有無及借料ホテ示談シ  
 吏ニ書式第 一 号ニ從ヒ奉庫ノ名号、借料期限、  
 借料及其他ノ要件ト自身ノ族籍居可キ若  
 シ外國人ナレハ國名住所姓名ホテ詳記シテ  
 官立保証倉庫創業願書ヲ税関長ニ提出ス

日割業  
証書

へシ税関長之レフ許准スルニ於テハ借庫主  
又更ニ税関長ノ満足ス可キ載名ノ証人ヲ立  
テ日本政府へ對シ書式第 号ノ官立保証倉  
庫創業証書ヲ差出スヘシ而シテ此ノ証書ノ  
保証金ハ本港商券ノ繁閑ニ依リ税関長ノ所  
見ニ依リスヘシ

倉庫  
引渡

第 条 借庫人前条ノ手頃ヲ尽シ前条ノ証  
書ヲ納ムルニ於テハ税関長本庫ノ金庫ノ借  
庫人ニ引渡シ借庫人ニ放テハ違カニ其門扉  
及窓ノホヘ税則銀錠ノ外別ニ自家ノ銀錠ヲ  
附シ其次目ヨリ何某官立保証倉庫ト称レ開  
業スルコトヲ得ヘシ

日割業

日割業

日割業  
更替料

官立保証  
倉庫ノ致  
傷

日割業  
限満期ノ  
所要少方

建築ノ精租及商券ノ繁閑ニ依リ税関長ト  
借庫主トノ間ニ於テ互シク協議決定スヘシ  
又此ノ倉庫へハ出入商物ヲ管理スル為メ税  
関長ヨリ税関倉吏一員又ハ若干員ヲ附置ス  
ヘシ此ノ借料ト倉吏ノ給料トハ毎月十六日  
ヲ限リ必ラス税関長へ收納スヘシ

第 条 借庫主ノ疎漏ヨリシテ本庫ヲ毀傷  
スルトキハ税関長ノ差圖ニ從ヒ適當ノ修後  
ヲ加フルカ又ハ其代金ヲ弁納スヘシ  
第 条 官立保証倉庫貸借期限満期スルト  
キハ其期ニ先テニヶ月ノ前借庫主其自家ヨ  
リ毀シタル倉庫証券券保有人へ満期ノ起テ報  
告シ供セテ其証券券番ヲ公告スヘシ本庫貯

第三種私  
立保証倉庫

私立保証  
倉庫創設  
類書

藏高物ノ入庫人此ノ公告ヲ受ケシ上ハ其後  
 一ヶ月内ニ其借庫主ヨリ發シタル証券ヲ税  
 関長ニ差出シ以テ其書番ヲ乞フハシ税関長  
 ハ之レヲ税関ノ入庫記録ニ對照シ違差ナケ  
 レハ更ニ税関ノ倉庫証券ト交換シ借庫主本  
 庫ヲ返納スルノ後トモ本品ノ入庫期限尽  
 ル迄ハ其借庫内ニ貯藏セシムヘシ是ノト  
 キニ於テハ本庫返納前日迄ノ敷料ハ借庫主  
 ニ拂ヒ當日ヨリノ庫租ハ税関長ニ於テ收ム  
 ヘシ此ノ借庫主公告ニ依リ書番ヲ申出サル  
 高物ハ其借庫主ヨリ發シタル証券ハ全ク無  
 効ニ帰シ税関ニ在ツラハ本品入庫五ニ限リ  
 交附スヘシ

茅 茶 茅ニ級私立保証倉庫ハ内外人民ニ  
 於テ設立シ此ノ規則ニ從ヒ輸入税未納高物  
 ヲ貯藏スルノ免許ヲ得タルモノ則チ是アリ  
 茅 茶 此ノ私立保証倉庫ハ必ラス一倉庫  
 ノ全体ヲ用ユ可キモノニシテ他倉中ノ一部  
 ヲ用ユルコトヲ許サス  
 茅 茶 内外人民ヲ論セス此私立保証倉庫  
 ヲ創設セントスルトキハ倉主書式第 号ニ  
 從ヒ本庫ノ名称、位置、建築、大小、及其他ノ詳細  
 ト自身ノ族籍、居所、姓名、若シ外國人ナレハ國  
 名、住所、姓名、ホヲ自記シタル私立保証倉庫創  
 業願書ヲ税関長ニ差出スヘシ是ノトキ税関  
 長ハ倉庫官吏ヲシテ本庫ヲ檢視セシメ其位

私立保証倉庫創業証書

日野健

系

置定禁大小及其他ノ突況、関稅未納商物ヲ貯藏セシムルニ安隱ナリトシ且ツ本庫ノ創業ハ本港商務ノ便益アリトセハ其創業ヲ許セスハシ是ニ於テ倉主ハ吏ニ税関長ノ満足ス可キ貳名ノ証人ヲ立テ日本政府ニ對シ書式第 号ノ私立保証倉庫創業証書ヲ差出スヘシ此ノ証書ノ保証金數モ本港商務ノ繁栄ニ依リ税関長ノ見込ニ任セヘキモノトス

第 条 倉主前条ノ手續ヲ尽クシ前条ノ証書ヲ差出スニ於テハ税関長本庫ノ門扉及窓戸オハ税関鎖錠ヲ附シ其次日ヨリ何某私立保証倉庫ト稱シ開業スルコトヲ得マシムヘシ

同税関倉吏給料

同倉務取扱

同修繕及改築

第 条 此ノ私立保証倉庫ヘハ出入商物ヲ管理スル為メ税関長ヨリ一頁又ハ若干頁ノ税関倉吏ヲ附置スヘシ此ノ倉吏ノ給料ハ毎月十六日ヲ限リ税関長ヘ收納スヘシ

第 条 又私立保証倉庫ノ倉主ハ本庫擔當税関倉吏所用ノ為メ倉内適當ノ場所ヘ倉務取扱所ヲ設クヘシ

第 条 私立保証倉庫ノ内部又ハ周囲ヲ管轄又ハ改修スルトキハ必ラス税関長ヘ届出ヘシ又此ノ種ノ倉庫焼失又ハ破壊ホニ依リ一旦開業スルトキハ他日再ヒ新築又ハ改築スルモ更ニ第 条ニ依リ創業手續ヲ踏ムニアラサレハ開業スルコトヲ許サス



各種倉庫  
内則開閉  
時間

倉庫私  
開ノ罰

倉庫私  
開ノ罰

第

条 各種倉庫共三月一日ヨリ十月三十  
一日迄ハ午前第七時ニ開キ午後第六時ニ閉  
シ其他ノ月日ニハ午前第八時ニ開キ午後第  
五時ニ閉スヘシ尤モ諸商物入出庫手續ハ税  
関開廢ノ時間ニ限ルヘシ

第

条 各種倉庫ノ門扉又ハ窓戸ホニ附シ  
タル税関鎖錠ハ本庫擔當税関倉吏ノ外決シ  
テ開拔スルコトヲ許サズ若シ税関倉吏ノ不  
在中濫リニ開拔スルモノアルトキハ官有倉  
庫ニアリテハ其開拔セルモノ保証倉庫ニア  
リテハ其倉主ヘ金百圓ノ罰金ヲ当料スヘシ  
第 条 保証倉庫ノ倉主又ハ借庫主死亡破  
産又ハ変更スルトキハ其都度開業証書ヲ改

倉庫開  
業

倉庫運  
転

第

条 保証倉庫ノ倉主及借庫主ハ税関長  
ト貯藏商物ノ荷主トヘ日限ノ報告ヲ与ヘ且  
ツ本品ヲ他倉ヘ運移ス可キ費用ヲ辨スルニ  
放テハ何時ヲ論セス開業スルコトヲ得ヘシ  
第 条 保証倉庫ノ倉主又ハ借庫主若シ其  
創業証書ノ保証箇条ヲ犯ストキハ税関長本

四ノ九

六

七

八

大藏省

倉庫指  
名

入庫類  
書

業ヲ停止シ又ハ事証ニ依リ訴訟ヲ以テ其保  
証金ヲ徴收スヘシ  
 茶 各種倉庫共倉内ニ在ツテ吸烟其他  
 火氣ヲ用ユルコトヲ許サス若シ燈火ヲ要ス  
 ルトキハ單燈ニ於テ用ユル燈器ニ均シキ提  
 燈ヲ用ユヘシ

第二則 入庫

茶 凡ソ輸入商物ヲ稅未納ニテ入庫セ  
 ントスルトキハ荷主引請人又ハ其代人書式  
 第 号ノ入庫類書ヘ仕入書及船積証書ヲ副  
 へ自カラ記名調印シテ之レヲ稅関長ヘ差出  
 スヘシ此ノトキニ放テハ入庫人本類書ノ確

倉庫指  
名

倉庫指  
名

入庫類  
書

突ヲ証スル為ノ稅関長ノ面前ニ放テ立誓シ  
 書式第 号因内消費誓書ト同一ノ入庫誓書  
 へ記名及調印スヘシ尤モ此ノ類書ハ本品輸  
 入船ノ入港手頃ヲ尽マシ上ニアラサレハ差  
 出スコトヲ許サス

茶 入庫商物ハ入庫人ノ望ニ任セ何種  
 ノ倉庫ヘナリトモ貯藏セシムルヲ以テ此ノ  
 類書ノ紙尾ヘ其望ノ倉庫ヲ指名スヘシ  
 茶 一仕入書中一箇ヨリ少ナカラス若  
 シ粗大品ナレハ一千斤ヨリ少ナカラサル部  
 分ハ入庫手頃ヲ尽シ其他ノ部分ハ消費手頃  
 ア尽スコトヲ得ヘシ尤モ此ノトキニ放テハ  
 其入庫類書ト消費類書ト同時ニ差出ス可

キモノトス

第 条 此ノ入庫願者ヲ差出スニ放テハ税  
 関長所屬官吏ヲシテ本品輸入船ノ積荷目録  
 對照セシメシテ差違ナケレハ陸揚免状ヲ發出シ  
 入庫人ヲシテ之レヲ税関検査場ヘ送致セシ  
 ムルホ都テ類第ニ別消費例規ト異ナルコト  
 勿ルヘシ入庫人本品ヲ陸揚セシ上ハ税関長  
 又更ニ所屬各課ヲシテ之レヲ検査シ及鑑定  
 セシメ從量税品ハ其數量ヲ量定シ從價税品  
 ハ其税價ヲ鑑定シ且テ其税金ハ此ノ際收納  
 スルコトヲシトモ其金額ヲ算定シテ願書  
 中ヘ記入シ然ル後書式第 号ノ入庫免状ヲ  
 附与スヘシ

第 条 入庫人此ノ免状ヲ得ルニ放テハ之  
 レヲ其陸揚場ヲ管スル監吏又ハ倉吏ニ示シ

毎箇入庫ノ換印ヲ受ケ本品ヲ領收シ之レヲ  
 其指定ノ倉庫ヘ送致シ吏ニ其免状ヲ本庫擔  
 当倉吏ニ示シ該倉吏ノ指示ニ從ヒ倉内ヘ移  
 積シ其免状ノ裏面ヘ倉吏ノ入庫表書ヲ受ケ  
 之レヲ税関長ヘ差出スヘシ本品若シ第一檢  
 官有倉庫ヘ貯蔵ヤシモノタレハ税関長其倉  
 庫証券ヲ附与スヘシ  
 第 条 凡ソ入庫高物ヲ陸揚ノ場所ヨリ倉  
 庫ヘ運致スルニハ豫テ税関長ノ認許ヲ經テ  
 ル運送人ニ限リ使用スヘシ尤モ其費用ハ何  
 レモ荷主ノ自弁タルヘシ

入庫期  
限

一年後加  
税

入庫品  
更改修

第 九ノ 入庫高物ヲ各級倉庫へ貯藏ス  
ルノ期限ハ其輸入ノ日ヨリ滿三ケ年タルハ  
シ尤モ最初一ケ年ハ別ニ加税ヲ要セストモ  
モ一ケ年後ハ每一ケ年ニ付本品税金ノ高ヨ  
リ五分ツノ加税ヲ負科スヘシ此ノ加税ノ  
裁リタル物品ハ若シ其後ニ至リ外國へ再輸  
出スルコトアリテ其正税ヲ收納セズ又ハ之  
レヲ賠還スルコトアルモ此ノ加税ニ至リテ  
ハ決シテ不納又ハ返附スルコト勿ルヘシ

第 十 入庫高物ノ本主ハ税関長ノ許可ヲ  
經テ其入庫品ヲ点見シ若シ至要トスルトキ  
ハ本庫擔当倉吏ノ面前ニ收テ其包束ヲ修復  
シ又ハ改換スルコトヲ得ヘシ尤モ之レヲ改

入庫品見  
本分出

入庫罰  
品

庫内損  
傷品類

換マシトキハ其旧包束ノ記号番号ホヲ必  
ス新包束ニ再附スヘシ

第 十一 又入庫高物ノ本主ハ其入庫品ノ内  
高價ヲ有セズ又ハ全体ノ数量ニ差違ヲ生マ  
サル程ノモノナレハ税関長ノ許可ヲ經テ見  
本ヲ分出スルコトヲ得ヘシ

第 十二 火薬硝石石炭油其他都テノ危險品  
爆廢品消滅品ホハ何級倉庫ニ收ケルモ入庫  
スルコトヲ許サズ又官有倉庫ニアリテハ美  
燈其他悉具アルモノ庫内ヲ汚ス可キモノ庫  
内ヲ損ス可キモノ及ヒ他ノ高物ヲ害ス可キ  
モノホハ一切入庫スルコトヲ許サズ

第 十三 入庫高物ノ内腐敗シ又ハ他ノ

入庫品  
轉庫

商物ヲ寄セントスルモノアルトキハ税関長  
 関内着明ノ場所及其倉庫入口へ三日ニ過キ  
 ナル公告ヲ掲出シ本主ヲシテ出庫セシムル  
 カ又ハ其換客ヲ免ル、様宜シク整理セシム  
 ヘシ若シ此之三日ヲ過キ本主所サセサルト  
 キハ税関ニ放テ便宜所サスルカ又ハ申証ニ  
 依リ公賣ヲ以テ賣却スヘシ此ノ所キニ付  
 生シタル費用ハ都テ本主ヲシテ弁償セシメ  
 ス若シ公賣ニ附セシトキハ本類第四則公賣  
 代金處分例ニ依リ處置スヘシ

茶 入庫商物ハ本主ノ都合ニ依リ其港  
 内他ノ官有又ハ保証倉庫へ移轉スルコトヲ  
 得ヘシ此ノトキニ放テハ本主書面ヲ以テ其

出庫額  
書

出庫免  
狀

旨ヲ税関長ニ出願シ書式第一号ノ貯庫免狀  
 ヲ得本主ノ自費ヲ以テ移轉スヘシ

第三則 出庫

茶 第九ノ入庫商物ヲ國內消費ノ為テ出  
 庫セントスルトキハ出庫入書式第一号ノ出  
 庫額書へ記名調印ノ上之レヲ税関長ニ差出  
 スヘシ此ノ願書へハ別ニ誓書ヲ附スルニ及  
 ばスト並ニ官有倉庫ニアツテハ倉庫証券ヲ  
 副へ保証倉庫ニ在ラテハ若シ入庫人ナラバ  
 本トキハ倉主認狀ヲ副へ差出ス可キモノト  
 ス

茶 税関長所属各課ヲシテ本書ヲ入庫

入庫品  
出庫品

記録ニ照應シ税金加税後若クハ一年庫租官有  
 号ノ出庫免状ヲ附与スヘシ  
 茅 条 出庫人此ノ免状ヲ得ハ之  
 擔当倉吏一示シ每品輸入檢印ヲ受ケ平品  
 領收スヘシ此ノ出庫免状ヲ得タル商物ハ其  
 日ノ内ニ出庫スルコトヲ要ストモ若シ都  
 合ニ依リ尚ホ倉内ニ滞置セシコトヲ要スル  
 トヤハ其旨ヲ書面ニ記シ税関長ヘ告白スヘ  
 シ此人トキニ放テ若シ官有倉庫ニ係ラハ税  
 関長ハ其倉庫証券ヘ收税済ナル裏書ヲ附シ  
 再々本主ヘ返附シ其翌日ヨリ更ニ庫租ヲ科  
 スヘシ

入庫品  
分出

第 条 凡ソ入庫商物ハ其入庫全數ヲ一度  
 ニ出庫スルモ又ハ其内一箇ヨリ少ナラズ  
 又粗大品ナレハ一介ヨリ少ナカラサル部  
 分ヲ數度ニ出庫スルモ本主ノ都合ニ任スヘ  
 シ尤モ之レヲ數度ニ出庫スルトキハ官有倉  
 庫ニアリテハ税関長其倉庫証券中ハ其出庫  
 セシ部分ヲ記入シ再々願主ヘ返附スヘシ  
 第 条 入庫商物ノ部分ヲ出庫スルトキ若  
 シ要スルトキハ其出庫ス可キ部分ノ數量ヲ  
 量定ス可シ此ノトキニ控テハ量定入費ハ都  
 テ荷主人自費タルハシ  
 第 条 若シ數度ニ出庫セシカ為メ最後ニ  
 残リタル実品ノ税金ト入庫ノトキ量定又ハ

出庫品  
量定

出庫品税  
金均算

出庫  
日  
税  
金  
船  
運  
出

鑑定ノ上算定シタル税金トニ差違ヲ生スル  
トナハ最後ノ出庫願書ニ就キ其差違ヲ均等シ  
若シ不足アレハ前回ノ出庫願書ニ充テ追放  
ス可ク若シ過放アレハ同願書ニ就キ返附ス  
ヘシ

第 条 又入庫商物ハ其入庫期限ノ内ナレ  
ハ出庫ノ上税未納ハ他港へ廻送シ又ハ税  
金ヲ納ムルコトヲ外國へ輸出シ又若シ收  
税ノ上倉内ニ滞置セシモノナレハ税金賠還  
ノ上外國へ輸出スルコトヲ得ルモ是レ等ノ  
手帳及制度ハ第五類及第六類中出庫廻送  
出庫輸出及税金賠還輸出例規ニ依ルヘシ

無  
需  
主  
商  
物  
規  
則

回  
送  
庫  
免  
狀

無  
需  
主  
商  
物  
規  
則

第 四 則 雜 規

第 条 凡ソ輸入商物ノ内其輸入全船積荷  
陸揚日限満期ニ至リ尚不輸入手帳ヲ尽リス  
又ハ何ホノ手帳ニ依リ輸入願書ヲ完成シ記  
ハサルモノハ無需主商物トシテ税関長ノ所  
管ニ属シ次下ノ諸例ニ依リ大々處分スヘシ

第 条 此ノ無需主商物ハ税関長其輸入本  
船ハ船長又ハ本品ノ荷主へ期限満期ノ報告  
ヲ与ヘ夫ヨリ一日ノ後チ書式第 号ノ無需  
主商物送庫免狀ヲ發出シ本船擔當監吏ヲシ  
テ之レヲ官有倉庫へ送致セシムヘシ

第 条 無需主商物ハ前条ノ如ク官有倉庫  
へ送致セシ後ト虽モ荷主又ハ引請人其願書

日野  
期後

満期  
物公告

フ完成スルニ於テハ隨時ニ請求シ通常ノ消  
 費、入庫、又ハ廻送、ノ手續ヲ尽クスコトヲ得ベ  
 シ但シ其續イテ入庫セシトキハ其入庫期限  
 ハ其元輸入ノ当日ヨリ起算スベシ  
 第 一 条 此ノ無需物貯蔵ノ期限ハ其輸入ノ  
 日ヨリ滿一ケ年タルベシ若シ此ノ期限ニ至  
 リ請求者ナキトキハ入庫期限滿期商物ト同  
 シク税関長ニ於テ賣却スベシ  
 第 二 条 凡ソ入庫商物及無需主商物其入庫  
 期限滿期スルトキハ税関長其滿期ノ日ヨリ  
 一ケ月ノ間関内署明ノ場所及本品ノ入庫  
 倉庫入口へ本品ノ記号番号品種及輸入人  
 若シ知ラズルヲ明記シタル公告ヲ掲ホセシ上

公賣  
日

満期  
公賣

尚ホ請求者ナキトキハ次季ノ公賣日附シテ  
 賣却スベシ  
 第 一 条 凡ソ税関ニ於テ是レホノ物品ヲ公  
 賣スルハ毎季一回ニ限ルベシ而シテ其期日  
 ハ一月四月七月及十月一日ヨリ十日迄ノ内  
 タルベシ  
 第 二 条 前条税関公賣ノ日ニ於テ未會セル  
 各人ハハ税関長ヨリ見本ヲ附与シ若シ要ス  
 ルトキハ其公賣ノ前相當ノ猶豫ヲ与フベシ  
 而シテ其公賣ヲ終リシ上ハ税関長公賣物品  
 交附免状ヲ發出シ代金引換ヲ以テ各購入人  
 へ本品ヲ交附スベシ又此ノ公賣代金ヲ納メ  
 シモノハ本品ヲ税濟品トシテ引取ルコトヲ



公賣代金  
計及  
少

借  
へシ

公賣  
税金

第 一 条 前条公賣代金ヨリ差引可キモノハ  
 第一公賣入賣ニ第二正税及加税 第三税関  
 謝銀 第四庫租又ハ敷料 第五輸入運賃運  
 者ナリシモ押留ノ請ル及諸雜費 運賃月  
 右ノ額項ヲ差引シ上高ホ余金アルトハ税  
 関長ニ放テ預リ置キ尚ホ一ケ年ノ間ハ之  
 ヲ請求者へ交附ス可シト雖モ若シ坎ノ期限  
 ヲ過クルモ放テハ全ク日本政府ノ所有ニ帰  
 ス入シ

第 二 条 前条ノ公賣代價ハ時ニ通貨ヲ以テ  
 收メスルコトヲ得ヘシト雖モ其税金ハ税関  
 長當日市場ノ相場ニ從テ其代價ノ内ヨリ金

無高主商  
物貯蔵期  
限前公賣

貸ニ換算シ通常ノ商物税金ト同シク收納ス  
 へシ

入庫  
無高主  
商物

第 一 条 無高主商物ノ内若シ入庫制限ニ屬  
 スルモノアルトキハ税関長三日ヨリ少ナク  
 ラサル公告ヲ掲示セシ上之レヲ公賣スルコ  
 トヲ要ス

第 二 条 無高主商物ノ内若シ入庫制限ニ屬  
 スルモノアルトキハ税関長三日ヨリ少ナク  
 ラサル公告ヲ掲示シ然ル後之レヲ公賣スル  
 コトヲ要ス

第 三 条 無高主商物ノ内若シ入庫制限ニ屬  
 スルモノアルトキハ税関長三日ヨリ少ナク  
 ラサル公告ヲ掲示セシ上之レヲ公賣スルコ  
 トヲ要ス

第 四 条 無高主商物ノ内若シ入庫制限ニ屬  
 スルモノアルトキハ税関長三日ヨリ少ナク  
 ラサル公告ヲ掲示セシ上之レヲ公賣スルコ  
 トヲ要ス

第 五 条 無高主商物ノ内若シ入庫制限ニ屬  
 スルモノアルトキハ税関長三日ヨリ少ナク  
 ラサル公告ヲ掲示セシ上之レヲ公賣スルコ  
 トヲ要ス

第 六 条 無高主商物ノ内若シ入庫制限ニ屬  
 スルモノアルトキハ税関長三日ヨリ少ナク  
 ラサル公告ヲ掲示セシ上之レヲ公賣スルコ  
 トヲ要ス

第 七 条 無高主商物ノ内若シ入庫制限ニ屬  
 スルモノアルトキハ税関長三日ヨリ少ナク  
 ラサル公告ヲ掲示セシ上之レヲ公賣スルコ  
 トヲ要ス

第 八 条 無高主商物ノ内若シ入庫制限ニ屬  
 スルモノアルトキハ税関長三日ヨリ少ナク  
 ラサル公告ヲ掲示セシ上之レヲ公賣スルコ  
 トヲ要ス

第 九 条 無高主商物ノ内若シ入庫制限ニ屬  
 スルモノアルトキハ税関長三日ヨリ少ナク  
 ラサル公告ヲ掲示セシ上之レヲ公賣スルコ  
 トヲ要ス

第 十 条 無高主商物ノ内若シ入庫制限ニ屬  
 スルモノアルトキハ税関長三日ヨリ少ナク  
 ラサル公告ヲ掲示セシ上之レヲ公賣スルコ  
 トヲ要ス

トヲ得ヘシ

第

条

入庫商物及無需主商物共其公賣期

日一至リシ上ハ依令未タ公賣ニ取扱ラサル

前ト多氏荷主又ハ引請人其怠期ノ事由ヲ稅

関長へ告白シ特許ヲ得且ツ此ノ公賣セシカ

為ノ消費レタル諸雜費ヲ弁償スルニアラサ

レハ通常ノ手續ヲ尽スコトヲ許ルヤス

...

...

...

...

...



第五類 廻送 又ハ輸入商物稅未納国内廻送

規則

第一則 直廻送 又ハ輸入商物直廻送例規

第二則 出庫廻送 又ハ入庫商物出庫廻送

例規

第三則 廻着 又ハ廻着商物消費輸出及入

庫例規

第一則 直廻送

第

条

凡ソ輸入商物ヲ稅未納ニテ内国諸港

へ廻送スルニハ輸入本船進航ヲ除クノ外決

シテ外国船舶ヲ使用スルコトヲ許サス

廻送船舶  
ノ制限

直廻送品

第 茶 凡リ輸入商物ノ内若シ内国他港へ廻送ス可キモノアリテ其仕入書及積荷目録中亦タ其旨ヲ明載シアルトキハ其輸入港ニ於テ陸揚又ハ検査スルコトナク其輸入本船ヨリ直ラニ其廻送本船へ積移シ其仕向港へ向テ廻送スルコトヲ得ヘシ(送之商物ト直廻)

第 茶 前茶ノ如ク輸入商物ヲ直ラニ其仕向港へ向テ廻送セシトスルトキハ荷主引請人又ハ其代人書式第 号ノ直廻送願書載通ヲ製シ之レニ其仕入書及船積証書ヲ副ヘ自カラ記名調印シテ之レヲ税関長へ差出スヘシ此ノトキニ於テハ廻送人本願書ノ正実ヲ証スルカ為メ税関長ノ面前ニ於テ立誓シ且ツ

直廻送願書

日誓書

直廻送願書  
書檢査項  
序

直廻送免状

可船積指

直廻送品  
船積

書式第 号ノ直廻送誓書へ記名及調印スヘシ

第 茶 前茶ノ直廻送願書ヲ差出スニ於テハ税関長所屬各課ヲシテ之レヲ積荷目録ニ照應セシメ又願書載通ト仕入書及船積証書トヲ對較シ差違ナケレハ其仕入書記載ノ原價又ハ數量ニ從テ其税金ヲ算定シ之レヲ各積書中へ記入シ然ル後書式第 号ノ直廻送免状ヲ其廻送人へ附与シ更ニ其願書ノ一通ハ書式第 号ノ船積指令ヲ副ヘ之レヲ監視課長へ送附スヘシ

第 茶 廻送人此ノ直廻送免状ヲ得ハ之レヲ本品輸入船ノ擔當監吏ニ差出シ本品ヲ卸下

可船積載書

可乘允許  
移船ノ書

シ之レヲ税関検査場ニ持来ルコトヲ  
 其廻送船へ送致スルコトヲ得ヘシ此ノ互  
 廻送品運搬ニ就テハ豫テ税関長ノ免許ヲ經  
 ラ營業スル運送船ノ外妄リニ他ノ艇舸ヲ使  
 用スルコトヲ許サス尤モ其費用ハ何レモ廻  
 送人ノ自費タルヘシ

第 條 監視課長廻送願書ノ一通ト船積指令  
 トヲ得ルニ於テハ更ニ其廻送船へ税関監吏  
 ヲ派出シ廻送人ノ本品ヲ送致スルヲ待テ毎  
 箇其願書ニ照シテ搭載セシメ惣品積了セハ  
 其願書ノ裏面ニ書式第 號ノ船積裏書ヲ記  
 入シ之レヲ税関長へ送達セシムヘシ

第 條 願書廻送人若シ直廻送免状ヲ得ズシテ妄

可仕入書  
封及廻送  
目録

直廻送品  
搭載船積  
長ノ通券

リニ輸入船ヨリ卸下シ又ハ税関監吏ノ監視  
 ヲ受テスシテ妄リニ廻送船へ搭載スルトキ  
 ハ本品税金ト同一ノ罰金ヲ科スヘシ

第 條 願書廻送人船積ヲ終リ監吏ノ船積裏書ヲ  
 送達スルニ於テハ税関長更ニ本品ノ仕入書  
 ヲ同封シ又其直廻送願書ノ一通ヲ本品ノ廻  
 送積荷目録トシ共ニ廻送船ノ船長へ交附シ  
 其仕向港税関長へ送致セシムヘシ

第 條 此ノ直廻送商物ヲ搭載シタル船舶ノ  
 船長ハ其出港ノ前必テス税関ニ到リ本品ノ  
 仕入書封書及廻送積荷目録ヲ税関長ヨリ受  
 領シ之レヲ其仕向港税関長へ送達スヘシ若  
 シ此ノ封書及目録ヲ持セズシテ出港スルカ

同永同港  
場寄港ノ  
禁

知  
日入港者

日不呈  
日

又ハ途中ニ於テ其封書ヲ破封スルホノコト  
 アルトキハ本品京價ト同一ノ罰金ヲ當科ス  
 ヘシ  
 第 条 又此ノ直廻送商物ヲ搭載シタル船舶  
 ハ途中ニ於テ未開港場ヘ寄漕スルコトヲ許  
 サス若シ犯ストキハ本船ヲ没收シ尚ホ其直  
 廻送品同額ノ罰金ヲ其船長ニ當科スヘシ  
 第 条 直廻送商物ヲ搭載シタル船舶其仕向  
 港ヘ到達スルトキハ船長速カニ前条ノ封書  
 ト廻送積荷目録トヲ其港税関長ヘ差出シ本  
 船ハ入港ヲ告知スヘシ而シテ本船此ノ直廻  
 送品ヲ卸下シ終ル迄ハ税関長ヨリ監吏ヲ派  
 出シ船口ヲ封鎖スルホ都ク外國洋港ヨリ入

日廻港  
二枚ノ諸  
手頃

日無寄  
送庫

港シタル船舶ト同一ナルヘシ又此ノ廻送品  
 中若シ其目録ヨリ不足スルモノアルトキハ  
 其不足品京價ト同一ノ罰金ヲ其船長ニ當科  
 スヘシ  
 第 条 直廻送商物ノ廻着港ニ於ケル荷主又  
 ハ引請人ハ諸事輸入港ニ於ケルト同一ノ項  
 序及制度ニ従ヒ本品ノ費消又ハ入庫手續ハ  
 尽クストコトヲ得ヘシ但シ其各願書ノ表式ハ  
 書式第 号直廻送品消費願書第 号同入庫  
 願書ヲ用ユヘシ是ノトキニ當リ若シ仕入書  
 及其他ニ関シ遠犯ノ虞アルトキハ都テ輸入  
 港ニ於ケルト同一ノ處分ス可シ  
 第 条 直廻送商物其仕向港到着ノ後五日ノ

五ノ四

六

運送目録  
返送

日期限

内若シ何ホノ手頃ヲモテモスモノナキトキハ無需主商物トシテ税関長ノ所管ニ帰シ之レヲ倉庫へ移入スヘシ

第 茶 且 運送商物其運着港ニ於テ手頃ヲ終リシ上ハ税関長本品ノ運送目録へ其領收ノ証ヲ記入シ之レヲ額入へ送附スヘシ而シテ此ノ額入ハ之レヲ運送港ニ於ケル運送人ハ送附シ此ノ運送人ヨリハ其港税関長へ返送スヘシ若シ此ノ運送人本品ヲ運送セシヨリ六ヶ月ノ内此ノ運送目録ヲ税関長へ返送セサルトキハ本品税金ト同一ノ罰金ヲ当科ス



出庫運送  
願書

出庫運送

第三則 出庫運送

第 茶 凡ソ入庫商物ヲ出庫ノ上国内他港へ運送セントスルトキハ運送人書式第 号ヲ出庫運送願書並通テ製シ自カラ記名調印アシテ之レヲ税関長へ差出スヘシ此ノ下キニ於テハ別ニ誓書ヲ要セズト雖モ官有倉庫ニテアツテハ倉庫証券保証倉庫ニテアツテハ若シ入庫人ナラバハ倉主認状ヲ副へ差出

五ノ五

六

七

八

同引請人  
指名

同仕入書  
寫

同願書  
檢査

同免状

不可キモノトス又此ノ願書へハ必ラス其仕  
向港ニ控ケル引請人ヲ指名スヘレ

第 一 条 此ノ出庫廻送商物若シ包未シタル

モノナレハ其輸入ノトキノ仕入書ヨリ本品

大ケノ部分ヲ抜記シ若シ無包ノモノナレハ

同仕入書ノ全体ヲ抜記シ之レヲ願書ニ副へ

同シク税関長へ差出スヘシ

第 二 条 此ノ出庫廻送願書ヲ差出スニ於テ

ハ税関長所属各課ヲシテ之レヲ本品入庫記

録ニ照應セシメ且テ願書兼通ト仕入書寫ト

テ對較レ差違ヲケレハ庫租ヲ納メ若シ

ナレバ其税金ノ高ク各願書中ニ記入シ然ル  
後書式第 一 号ノ出庫廻送免状ヲ願人へ附英

同船積指  
令

同送附印

同船積  
監視

第 一 条 又其願書ノ一通ハ船積指令ヲ副へ之レヲ

監視課長へ送附スヘシ

第 二 条 廻送人此ノ出庫廻送免状ヲ得ルニ

於テハ之レヲ本品ノ入レアル倉庫擔當倉吏

ニ示シ毎箇廻送ノ檢印ヲ受ケ豫テ税関長ノ

免許ヲ有スル運送船ヲ以テ之ヒテ其廻送船

へ送致スルコトヲ得ヘシ

第 三 条 又監視課長出庫廻送願書ノ一通ト

其船積指令トヲ得ルニ於テハ其廻送船へ税

関監視ヲ派出シ本品ノ船積ヲ管理セシメ惣

品積了セハ其旨ヲ願書ノ裏面へ記入シ之レ

ヲ税関長へ返達セシムルコト第 一 則 且 廻 送

品ニ異ナルコト勿ルヘシ





廻着品  
消費額  
書

第三則 廻着

第 三 則 廻 着

茶 凡ソ 出 庫 廻 送 商 物 其 仕 向 港 へ 廻 着  
シ 廻 送 目 録 指 名 ノ 引 請 人 本 品 フ 消 費 人 為 ノ  
直 ナニ 引 取 ラ ン ト 欲 ヲ ハ 書 式 第 一 号 ノ 廻 着  
品 費 消 願 書 へ 記 名 調 印 ノ 上 之 レ フ 税 関 長 へ  
差 出 ス へ シ 此 ノ 願 書 別 三 誓 書 フ 附 ス ル ニ  
及 ハ ス ト 並 モ 本 品 ノ 詳 件 一 付 必 ラ ス 其 廻 送  
港 一 枚 ケ ル 出 庫 廻 送 願 書 一 同 一 ノ セ ノ タ ル  
ハ シ

第 一 号 引 請 人 此 ノ 廻 着 品 消 費 願 書 フ 差 出  
ス 一 枚 ケ ル 税 関 長 所 属 官 吏 フ シ 之 之 レ フ 廻  
送 港 ヲ リ 送 致 シ タ ル 仕 入 書 写 及 廻 送 目 録 一  
對 照 セ シ ヲ 差 異 ナ ケ レ 一 通 常 ノ 陸 揚 免 状 フ

日 査 査 項  
序

日 免 状

日 遠 差  
フ ル ト キ

發 行 願 入 ラ シ テ 其 本 品 フ 税 関 査 査 場 一 送 致  
セ シ ヲ 更 ニ 所 属 各 課 フ シ テ 之 レ フ 査 査 シ 及  
鑑 定 セ シ ノ 其 実 品 ノ 品 種 品 位 箇 數 數 量 稅 價  
及 稅 金 等 都 ラ 其 廻 送 目 録 一 符 合 ヲ 入 目 録 記  
載 ノ 稅 金 フ 收 納 シ 書 式 第 一 号 ノ 廻 着 品 消 費  
免 状 フ 願 入 一 附 典 シ 又 所 属 官 吏 フ シ テ 本 品  
ヲ 交 附 セ シ ム へ シ

第 一 号 此 ノ ト キ 一 当 リ 若 シ 本 品 ノ 包 數 又  
ハ 數 量 一 遠 差 フ ル ト キ 一 第 一 号 一 依 リ 廻 送  
船 船 長 フ 所 分 ス 可 シ ト 並 モ 若 シ 其 品 種 品 位  
又 ハ 其 入 箇 一 一 遠 差 フ ル ト キ 一 其 事 由 フ 辨  
明 シ 紙 フ 返 本 品 フ 押 留 ス へ シ 又 其 他 ノ 條 件  
一 一 關 シ 一 一 都 テ 輸 入 港 一 枚 ケ ル 國 內 消 費 例

五ノム

大

大

大

運着品  
輸出願  
者

可免状  
同治續  
令

規ト同一六ルヘシ

第 一 條 又此ノ出庫廻送商物ノ内・租大品ニ  
 シテ一目其品種品位及數量等ヲ明知シ能フ  
 可キモノハ其廻着港ニ於テ再入庫手續ヲ及  
 クスコトナク之レヲ他船ニ轉載シ直ニ外  
 國ヘ向テ輸出スルコトヲ得ヘシ此ノトキニ  
 於テハ引請人書式第 一 号ノ廻着品互輸出願  
 書ハ記名調印ノ上之レヲ税関長ニ差出スヘ  
 シ税関長所属官吏ヲシテ之レヲ廻送港ヨリ  
 送致シタル仕入書寫及廻送目錄ニ對照シ  
 ノ差違ナクシテハ書式第 二 号ノ廻着品互輸出  
 免状ヲ引請人ニ附与シ又其船積指令ヲ監視  
 課長ヘ送附スヘシ引請人本品ヲ輸出船ニ送

運着品  
入庫願  
者

日檢査  
項

規ニ依ルヘシ

致シ監視課長監受ヲ派遺シテ其船積ヲ監視  
 せしムル等都テ以下第六類第一則互輸出例  
 規ニ依ルヘシ  
 第 二 條 又此ノ出庫廻送商物其仕向港ニ到  
 着シ目錄指名ノ引請人之レヲ再々入庫セシ  
 ト欲スルトキハ書式第 三 号ノ廻着品再入庫  
 願書ハ記名調印ノ上之レヲ税関長ニ差出ス  
 ヘシ此願書モ亦タ別ニ誓書ヲ附スルニ及ハ  
 スト雖モ本品ノ詳細ニ付必ク其廻送目錄  
 ト符合セシモノナラサル可カラズ此ノトキ  
 税関長ハ所属官吏ヲシテ之レヲ廻送港ヨリ  
 送致シタル仕入書ノ寫及廻送目錄ニ對照セ  
 シテ差違ナクシテハ陸揚免状ヲ發シ本品ヲ税

五ノ九  
大  
省

可再入庫  
免状

再入庫品  
倉庫証券

再入庫品  
倉庫証券

関検査場<sup>大</sup>送致セシノ更ニ行属各課ヲシテ  
 之レヲ検査シ及鑑定セシノ其品種・品位・箇數  
 數量・税價・及税金・ホ都テ其廻送目錄ト符合セ  
 ハ書式第<sup>一</sup>号ノ廻着品再入庫免状ヲ作り之  
 レヲ列請人へ附与スヘシ列請人之レヲ本品  
 陸揚場ヲ管スル監吏又ハ倉吏ニホシ本品ヲ  
 倉庫へ移入シ免状へ倉吏ノ裏書ヲ受ケ之レ  
 フ税関長ニ送達スルホ都テ第<sup>一</sup>類第<sup>一</sup>別入  
 庫例規ト異ナルコトナカルヘシ此ノトキニ  
 枚テモ若レ官有倉庫へ貯藏スルニ係ラハ税  
 関長ヨリ倉庫証券ヲ附与スヘシ  
 第<sup>一</sup>類第<sup>一</sup>別前条ノ如ク廻着港ニ於テ再入庫手  
 順ヲ受シタル商物ヲ消費・再廻送又ハ輸出ス

為メ出庫セントスルトハ都テ最初輸入港  
 ニ枚ケル国内消費・出庫・廻送・及出庫輸出等ノ  
 例規ニ従ヒ諸手續ヲ尽クスヘシ尤モ其願書  
 ノ表式ハ書式第<sup>一</sup>号再入庫品出庫願書・第<sup>一</sup>  
 号同出庫廻送願書・第<sup>一</sup>号同出庫輸出願書ヲ  
 使用スヘシ

大

Vertical columns of faint handwritten text on the right page, likely bleed-through from the reverse side.

第六類

輸出(又ハ輸入商物外國輸出規則)

第一則

直輸出(又ハ輸入商物直輸出例規)

第二則

出庫輸出(又ハ入庫商物出庫輸出例規)

例規)

第三則

税金賠還輸出(又ハ輸入商物税金賠還輸出例規)

第四則

内国品輸出(又ハ内国商物外國輸出例規)

出例規)

第一則

直輸出

第

条 凡ソ輸入商物ノ内若シ直チニ外國ニ

輸出ス可キモノアリテ其仕入書及積荷目錄

直輸出品

六ノ一

七

八

直輸出  
願書

中亦ク其ガヲ明載シテトルトキハ本品ヲ陸揚  
スルコトアリ其輸入本船ヨリ直テニ其輸出  
本船へ積移シ其仕向外国へ向ケ輸出スルコ  
トヲ得ヘシ(之(雨)物トフ直輸出)  
第 条 前条ノ如ク輸入商物ヲ直テニ外国へ  
向ケ輸出セシントスルトキハ荷主引請人又ハ  
其代人書式第 号ノ直輸出願書へ仕入書及  
船積証書ヲ副へ自カラ記名調印シテ之レヲ  
税関長へ差出スヘシ此ノトキ税関長ハ所屬  
官吏ヲシテ之レヲ積荷目録ニ對照セシメ差  
違ナクハ書式第 号ノ直輸出免状ヲ輸出  
人ニ附与シ又別ニ其船積指令ヲ監視課長へ  
送附スヘシ

可免状付  
船積指令

直輸出  
為ス可  
トキ

第 条 尤モ此ノ直輸出願書ハ本品輸入本船  
積荷陸揚期限中本船ヨリ直テニ他船へ積移  
シ外国へ輸出スルノ便宜ヲ得ルトキニ限り  
差出スコトヲ得ルモノニシテ若シ此ノ便宜  
ヲ得サルトキハ之レヲ得ルノトキ近ハ無需  
主商物ト同シク官有倉庫へ移入スヘシ  
第 条 輸出人此ノ直輸出免状ヲ得ハ之レヲ  
輸入本船擔当監吏ニ差出シ本品ヲ卸下シ其  
免状ヲ副へ直テニ之レヲ其輸出本船へ送致  
スルコトヲ得ヘシ此ノ運送モ亦タ豫テ税関  
長ノ免許ヲ經タル運送船ニ限り使用ニヘシ  
第 条 監視課長輸出船積指令ヲ得ハ其輸出  
船へ税関監吏ヲ派出シ輸出人ノ本品ヲ送致

直輸出  
船移

日船積  
裏書

日船移及  
免状送達  
ノ別

スルヲ待テ毎箇其免状ニ照シテ搭載セシノ  
 惣品積了セハ其旨ヲ免状ノ裏面ヘ記入シ之  
 レヲ輸出人ヘ交附シ其輸出人ヲシテ税関長  
 へ送達セシムヘシ

第 条 此ノ直輸出商物ヲ輸入本船ヨリ卸下  
 セシ上ハ其日ノ内必ラス輸出本船ヘ送致シ  
 監吏ノ監視ヲ受ケテ搭載ス可シ又本品ヲ搭  
 載セシ上ハ其免状ヘ監吏ノ裏書ヲ受ケ翌日  
 ニ控ラ之レヲ税関長ニ送達スヘシ若シ之レ  
 ヲ怠ルトキハ何レモ其輸出人ヘ本品税金ノ  
 高ト同一ノ罰金ヲ当科スヘシ

第二則 出庫輸出

出庫輸  
出品

第 条 凡ソ入庫商物ハ入庫期限内ニシテ且  
 ツ元輸入ノトキノ包装ナレハ何時ヲ論マス  
 外国ヘ向ケ輸出スルコトヲ得ヘシ此ノトキ  
 ニ控ラハ其税金ハ收納スルコトナシトモ  
 若シ輸入ノ日ヨリ一ケ年ノ後ナレハ其加税  
 ハ必ラス收納セサル可カラス(出之レ商物ヲ出庫輸  
 出)

第 条 凡ソ入庫商物ヲ出庫ノ上外国ヘ輸出  
 セントスルトキハ輸出人書式第 号ノ出庫  
 輸出願書ヘ記名調印ノ上本品若シ官有倉庫  
 貯蔵ノモノナレハ倉庫証券若シ保証倉庫貯  
 蔵ノモノナレハ倉主認状ヲ副ヘ之レヲ税関  
 長ニ差出スヘシ此ノトキ税関長ハ所属各課  
 ヲシテ本品入庫記録ニ照應セシノ違差ナケ

出庫輸  
出願書

出庫輸出  
免状日船  
積指令

日船積

レハ加税モ右ノシ一年後ノト庫祖庫若シ官有倉ト  
 ヲ收納シ更ニ書式第 号ノ出庫輸出免状ヲ  
 輸出入ニ附与シ又別ニ其船積指令ヲ監視課  
 長ニ送附スヘシ

第 条 輸出人此ノ出庫輸出免状ヲ得ルニ於  
 テハ之レヲ本品ノ入レアル倉庫擔当倉吏ニ  
 示シ毎箇輸出ノ檢印ヲ受ケ且ツ豫テ税関長  
 ノ免許ヲ有スル運送船ヲ以テ本品ヲ其輸出  
 本船へ送致スルコトヲ得ヘシ又監視課長輸  
 出船積指令ヲ得ハ更ニ本船へ監吏ヲ派出シ  
 本品ノ船積ヲ管理セシメ惣品積了セハ免状  
 ノ裏面へ其旨ヲ記入シ輸出人ヲシテ税関長  
 へ送達セシムル等都テ第一別直輸出例規ト

日船積及  
免状送達  
ノ別

税金賠  
還輸出  
品

同 一 タルヘシ

第 二 条 此ノ出庫輸出高物ヲ出庫セシ上ハ  
 其日ノ内ニ輸出船ニ搭載シ翌日ニ放テ其免  
 状ヲ税関長ニ送達シ若シ怠ルトキハ本品税  
 金ト同一ノ罰金ヲ当科スル等亦テ都テ第一  
 別直輸出例規ト同一タルヘシ

第 三 条 税金賠還輸出

第 三 条 凡ソ入庫高物税金收納ノ後尚ホ倉  
 内ニ滞置スルコトアリテ之レヲ其入庫期限  
 即チ其輸入ノ日ヨリ滿三ケ年ノ内其倉庫ヨ  
 リ直テニ外国へ輸出スルトキハ其前キニ收  
 納シタル税金ヲ賠還セラルコトヲ得ヘシ

税金輸出  
類書

同簿書

尤モ是ノトキニ於テハ手数料トシテ其税金ノ高百分ノ一ヲ空陸シ又若シ入庫後一年ニシテ加税ヲ收納シアルトキハ此ノ加税ハ賠還スルコト勿ルヘシ

第 条 凡ソ入庫商物ヲ税金賠還ノ上外国へ輸出セントスルトキハ輸出人書式第 号ノ税金賠還輸出願書若シ官有倉庫ナレハ收税済ノ裏書アル倉庫証券ノ副へ若シ保証倉庫ナレハ倉主認状ヲ副へ自カテ記名調印シテ之レヲ税関長へ差出スルシ此ノトキニ於テハ輸出人其願書ノ正実ヲ証スル爲メ税関長ノ面前ニ於テ誓詞ヲ立テ書式第 号ノ税金賠還輸出誓書へ記名及調印スヘシ

可願書檢  
査

可免状

可船積指  
令

可船積

監吏注意

第 条 前条ノ願書ヲ差出セシ上ハ税関長所屬各課ヲシテ之レヲ本品ノ入庫記録ト收税トトキノ諸書類トニ對照セシメ本品收税品ニ相違ナケレハ滞置中ノ庫租ヲ收納官有ハナレシ更ニ書式第 号ノ税金賠還輸出免状ヲ輸出人ニ附与シ又別ニ其船積指令ヲ監視課長ニ送附スヘシ

第 条 輸出人本品ヲ出庫シテ之レヲ輸出船ニ送附シ監視課長監吏ヲシテ其船積ヲ管理セシムル等都テ第二則出庫輸出例規ト同一ナルヘシ此ノトキニ於テハ其船積ニ管理スル監吏最モ注意シテ毎箇ヲ免状ニ照應シ若シ其箇數不足アルカ又ハ其箇數ノ内積



税金還

領收証書

税金還

残りタルモノ等アレハ其旨ヲ免状ノ裏面へ  
記入シ尙ホ別書ヲ以テ其旨速ク税関長へ  
申報スヘシ

第 条 此ノ税金賠還輸出商物ヲ搭載シタ  
ル船舶其出港手戻ヲ尽セシ上ハ税関長本品  
ノ賠還税金ヲ枚空納税シタル高ノ一ヲ計算シ本船  
事實出港ノ後之レヲ輸出人へ賠還スヘシ此  
トキニ枚空ハ輸出人書式第 号ノ賠還税金  
領收証書ヲ税関長へ差出スコトヲ要ス

第 条 此ノ税金賠還ハ枚税後倉内ニアリ  
テ且ク入庫期限ノ満期セヨルモノニ限ルヘ  
シ故ニ倉内ニアルモノ入庫期限ノ満期セルモ  
ノ又ハ入庫期限ハ未ク満期セサルモノ且倉

庫ヲ離レシモノ等ハ決シテ賠還セラルコ  
ト能ハサルヘシ

第四則 内国品輸出

第 条 凡ソ内国生産又ハ製造ノ商物ヲ外  
国へ輸出スルトキハ荷主船積人又ハ仕向人  
書式第 号ノ内国品輸出届書ヲ税関長へ差  
出シ許可ヲ経テ後チ船積スヘシ尤モ之レカ  
為メ別ニ船積免状ハ附与スルコトナカルヘ  
シ

第 条 又内国諸港ヨリ海路同港場到着  
シタル内国商物ハ輸入人ノ都合ニ依リ本船  
ヨリ直チニ其輸出船へ轉載スルコトヲ得ヘ

内国品輸  
出届書

船舶移



五ヶ年内  
押留

税関官  
使押留  
権

何ホノ紀干ニ依リ没收又ハ罰金ニ當ス可キ  
 物品ハ税関長所管中ハ勿論仮令收税ノ上一  
 且本主へ交附セシ後ト多モ税関長ニ控テ押  
 留シ其所罰順序ヲ尽クスコトヲ得ヘシ  
 第 条 又此ノ税関規則ノ犯干ニ依リ没收  
 又ハ罰金ニ當スヘキ諸財産本類ハニ船財産トト高  
 物ノト語ヲ保指スハ其犯干ノ日ヨリ五ヶ年内  
 日本国内ニ見出ス下キハ何時ヲ論セス税関  
 長ニ控テ押留シ其所罰順序ヲ尽クスコトヲ  
 得ヘシ  
 第 条 凡ソ此ノ税関規則ニ犯干スルモノ  
 ヲ抑引シ査檢シ又ハ押留スルノ諸權ハ都テ  
 各港税関官吏産負又ハ各港税関長ヨリ之レ

同助力  
要需ノ  
権

同出入  
自由ノ  
権

カ為ノ臨時委任書ヲ附シタル其他ノモノニ  
 附任スヘシ而シテ此ノ諸權ハ各港境界ノ内  
 外ヲ論セス全国一般ニ行ハル可キモノトス  
 第 条 又税関官吏産負及臨時受命人オ此  
 ノ税関規則ニ犯干スルモノヲ抑引査檢又ハ  
 押留スルニ当リ若シ至要トスルトキハ各港  
 境界外周圍一里ノ内ナレハ何人ヲ論セス就  
 イテ助力ヲ需ムルノ權ヲ有ス是ノトキニ當  
 リ若シ此ノ助力ヲ要セラレタルモノ至當ノ  
 事由アルニアラスシテ之レヲ拒否スルトキ  
 ハ不慮為ラ以テ論シ相当ノ罰金ヲ當科スヘ  
 シ  
 第 条 税関官吏及其助負ホハ若シ犯者

七ノ二

大蔵省

押留者ノ  
罰

偽称者ノ  
罰

税関長  
罰則  
執行ノ  
權

刑罰ニ  
及ル  
トキ

罰金ノ  
額ニ  
及ル  
トキ

押留者ノ爲メナレハ昼夜ヲ論マズ何人ノ土地園地及ハ建家ト雖モ自由ニ出入スルノ權アルヘシ尤モ各人居住ノ家屋ヘハ大藏卿又ハ司法官ヨリ之レヲ權書ヲ得シ上ニアラサレハ濫リニ出入ス可カラサルモノトス

第 條 税関官吏又ハ其助負ホ本務執行ノ際ニ當リ若シ故意ヲ以テ之レヲ妨碍シ又ハ賄賂ホヲ以テ之レヲ甘誘セシトスルモノハ何レモ重キ罰金ヲ當科スヘシ尤モ此ノ官吏又ハ助負ホ若シ他人ヨリ其所要ヲ質問サルルトキハ其職務ヲ明了ニ告知スヘシ

第 條 凡ソ偽リテ税関官吏又ハ助負ト称シ其職務ヲ冒假スルモノハ国律ニ依リ重キ

刑罰ニ處スヘシ其罰金ノ額ニ及ルトキハ

第 條 凡ソ執行スル税関規則ノ犯テ依リ没収スルハ罰金ヲ執行スルトキ若シ被罰本人服従スルニ收テハ別ニ司法官ノ審判ヲ需メス

税関長ニ教テ處分シ又ハ當科スルコトヲ得

第 條 凡モ此ノ税関規則中沒收又ハ罰金ト其他ノ刑罰トヲ双科スルノ明条アルモノハ税関長其沒收又ハ罰金ヲ當科スルノ權ヲ有セス必ラス司法官ニ移シ裁判ヲ乞フベシ

第 條 罰金ノ額ニ定數ナクシテ專ラ司

七、三

税関長  
罰金  
行ノ制

没收  
金  
行  
罰金

法官ノ裁量ニ依ル  
 意例スルハ罰金  
 法官ノ裁量ニ依  
 ルトモノハ税関長  
 其金額ヲ定ムル  
 有セス尤モ其最高  
 ノ額ノ限リアリ  
 例ハ五百圓ニ  
 過ハキナル罰金  
 ハラ類科テ被罰  
 本人其高額ニ服  
 従スルトナハ税関  
 長ニ於テ当科スル  
 コトヲ得ヘシ  
 第 九ノ司法官ノ  
 裁判ヲ需メス税関  
 長ニ於テ罰金ヲ当  
 科スルトキハ大藏  
 卿ノ裁可ヲ經ス  
 シテ其定數又ハ最  
 高ノ數ヲ減免スル  
 コトヲ許サス  
 第 十ノ司法官ノ  
 裁判ヲ需メス税関  
 規則ノ犯干ニ依リ  
 没收スル罰金ヲ執  
 行スルトキ若シ被  
 罰本人服従スルコ  
 トキハ税関長其犯  
 干ノ日ヨリ十日

検事  
及  
税関代  
訟人  
ノ  
權

ノ内該犯ニ関シ税  
 関長ノ調査ヲ得タ  
 ル充分ノ事由、事  
 況、証據、証人及  
 告發人姓名、犯干  
 ノ條款、及々其罰  
 金ノ條款、ホテ詳  
 記シタル訴狀ヲ具  
 へ、検事又ハ税関  
 代訟人ヲシテ之レ  
 ヲ相當ノ司法官へ  
 告訴セシムヘシ  
 而シテ税関長ハ自  
 後本件ニ関シ漸次  
 得ル處ノ都テノ事  
 項又ハ証據ヲ隨時  
 司法官へ差出スコ  
 トヲ得ヘシ  
 第 九ノ條 検事  
 及税関代訟人ハ本  
 訴訟ヲ審考シ、若  
 シ本件ハ税関長  
 所要ノ裁判ヲ得サ  
 ルヘク又ハ司法官  
 ノ之レヲ受理スル  
 コト難カルヘシト  
 考定スルトキハ本  
 訴ヲ閑格スルノ前  
 其理由ヲ大藏卿ニ  
 具申シ其指令ヲ乞  
 フコト

押留財  
産押置

押留財  
産保釈  
及賣却

押留財  
産收却

ヲ得ハシ

第 一 条 又此ノ税関規則ノ犯干ニ依リ没收  
 又ハ罰金ヲ執行センカ為メ押留シタル財産  
 ハ適當ノ順序ヲ經テ其決裁ニ至ル迄ハ都テ  
 税関長ニ依テ抑置スヘシ

第 二 条 尤モ本訴訟ヲ受理シタル司法官ハ  
 該犯ヨリ本財産ニ適當スル保釋金ヲ收納セ  
 シ上ハ税関長ヲシテ本財産ヲ交附セシムル  
 コトヲ得ハシ又本財産若シ消滅質ノ商物ニ  
 係ルトキハ本品ヲ公賣セシメ其代金ヲ保釋  
 金ニ代ヘ留置スルコトヲ得ハシ

第 三 条 又此ノ税関規則ノ犯干ニ依リ押留  
 シタル財産若シ有税ノ商物ニ係ルトキハ其

押留財  
産費用

訴訟  
費

所決ノ没收タルト否ヲサルトハ拘ラズ其税  
 金ハ必ラス税関長ヘ收納ス可シ故ニ若シ司  
 法官ニ依テ本品保釋ヲ許ストキハ之レカ交  
 附ヲ命スルノ前ニ必ラス税関長ノ税金收納証  
 書ヲ檢視スヘシ又本品消滅品タルニ依リ司  
 法官ニ依テ公賣ヲ許ルストキハ其公賣代金  
 ノ内ヨリ税金ヲ收納セシムヘシ

第 四 条 又此ノ押留財産ハ司法官ニ依テ之  
 レヲ犯干ト決スルモ又ハ否ヲサルトモ本類第  
 四則押留財産公賣代金計算ノ部ニ掲クル諸  
 費用ハ必ラス税関長ニ依テ收納スヘシ

第 五 条 又此ノ押留財産ニ関スル訴訟入費  
 ハ司法官ニ依テ之レヲ犯干ト決スルモ又ハ

否ラサルニ都テ其被押人ヨリ徴收スヘシ

第三則 減免

第 條 凡ソ此ノ税関規則ノ犯干ニ依リ没  
 收又ハ罰金ニ當スルモノ若シ其犯干タルコ  
 トハ自承ストモ其犯干ハ全ク過誤ホ一出  
 テモモノニシテ敢テ怠慢又ハ故造ヨリ生  
 シモノニテアラサルノ証拠ヲ表明シ能フトキ  
 ハ本訴ヲ審判スル司法官ニ其没收又ハ罰金  
 ノ減免ヲ款願スルコトヲ得ヘシ

第 條 此ノ没收罰金減免款願書ニハ其犯  
 干ニ關シタル詳細正実ノ事由及事情其犯干  
 タルノ自承及其犯干ハ自承ストモ事實過

誤等ニ出テモノニシテ決シテ怠慢又ハ故  
 造ニアラサル旨ヲ明了ニ記述シ且ツ逐一其  
 証拠ヲ副へ差出ス可キモノトス

第 條 司法官此ノ款願書ヲ受理スルニ於  
 テハ本款願人ト本件ノ告訴人即チ檢事又ハ

税関代訟人ト同日ニ喚召シ豫審ノ例ヲ以  
 テ本件ノ事實ヲ審訊シ此ノ際款願人ノ供述  
 ニタル口供ト証拠トヲ此ノ款願書ニ附加シ  
 尚ホ司法官ノ意見ヲ副へ之レヲ大藏卿ニ廻  
 進スヘシ

第 條 又司法官此ノ款願書ヲ大藏卿ニ廻  
 進スルトキハ本款願人ノ犯干シタル箇条及  
 其没收又ハ罰金ノ生スル箇条ホヲ摘指シ又

其豫審ハ檢事又ハ税関代訟人ノ参座セシ  
 々否々ホフ申報スルコトヲ要ス  
 第 条 檢事及税関代訟人ハ此ノ豫審ノ際  
 若シ其歎願ノ趣旨ハ事實ニ違ヘル廉アリト  
 スルトキハ充分ニ其事實ヲ辨明シ且フ其証  
 拠ヲ司法官ニ差出スコトヲ得ヘシ  
 第 条 沒收罰金減免歎願書ヲ司法官ヨリ  
 廻進セシトキハ大藏卿更ニ本件ヲ審察シ若  
 シ該犯ハ全ク過誤ニ出ラシモノニシテ決シ  
 テ怠慢又ハ造意ニ出シモノニアラサルコト  
 ラ觀察スルニ於テハ其沒收又ハ罰金ヲ減免  
 又ハ全免スルコトヲ得ヘシ是ノトキニ當リ  
 若シ本件未ダ訴訟中ニ係ラハ亦タ其訴訟ヲ

中止スルコトヲ得ヘシ斯ク沒收又ハ罰金ヲ  
 減免シ及ヒ其訴訟ヲ中止スルハ大藏卿ニ限  
 リ專有スルノ特權ナリトス  
 第 条 大藏卿沒收罰金ヲ減免スルノ權ハ  
 司法官本訴決判ノ前タル後タルニ係ハラサ  
 ルヘシ尤モ此ノ歎願書ハ若シ判決以前ナレ  
 ハ歎願人ニ於テ其犯干タルコトヲ自承セシ  
 モノカ又ハ若シ判決以後ナレハ司法官ニ於  
 テ犯干ト決裁セシモノニアラサレハ大藏卿  
 ニ於テ之レヲ受理スルコト勿ルヘシ  
 第 条 大藏卿此ノ歎願ヲ是認シ又ハ非認  
 セシ上ハ本歎願書ヘ其許否ノ理由ヲ明晰シ  
 タル決身ノ副ヘ之レヲ本書廻進ノ司法官ヘ



大蔵卿  
歎願ノ  
事案ヲ  
自審ス  
ル權

同上歎  
願書

送附スヘ

第 条 又大蔵卿ハ没收罰金減免ノ歎願ニ

関スル事案ヲ司法官ニ移サス長被罰本人税関

キ從テリト税関長ヲシテ查明セシムルノ權ヲ

有ス斯ク税関長ヲシテ查明セシメタル事案

ハ司法官ノ豫審ト同一ノ効アルヘシ

第 条 此ノトキニ於テハ歎願人其歎願書

ヘ犯干ノ事情犯干タルノ自承及其過誤ニ出

テタル事証ホテ明記シ本件所辨ノ税関長ヲ

通シテ之レヲ大蔵卿ヘ差出スヘシ是ノトキ

税関長ハ此ノ歎願書ヘ本件ニ関スル都テノ

書類ト税関規則中犯干ノ箇条トテ副ヘ直テ

ニ大蔵卿ヘ進達スヘシ

大蔵卿

第 条 前条ノ如ク司法官ニ送ラサル歎願

書ハ大蔵卿審案ノ上其許否ノ理由ヲ明瞭シ

タル決案ヲ副ヘ本書進達ノ税関長ヘ送附シ

之レヲ本歎願人ヘ宣告セシムヘシ

第四則 賣却

第 条 凡ソ税関規則ノ犯干ニ依リ没收ス

ハ罰金ニ當スヘキ財産ヲ押留シ而シテ其犯

人又ハ本人不明ナルトキハ税関長其押留ノ

日ヨリ一週日ノ間其地ノ新聞紙ヘ本財産ノ

物名押留月日原由場所及本財ニ關係テ有ス

ルモノハ此ノ公告初日ヨリ廿日ノ間本税関

長ヘ請求ス可キ旨ホテ公告スヘシ

押留財  
産公告

第 一 條 凡ノ押留財産ニ関シ請求ヲ為スモ  
 ノハ其公告初日ヨリ廿日ノ内自身ハ本財  
 関係アル事由ヲ明記シ且ツ本件若シ司法官  
 ニ涉リ決裁ノ上ハ一切ノ訴訟入費ヲ辨償ス  
 可キ旨ヲ負擔シタル押留品請求書ヲ税関長  
 ニ差出スヘシ然ルトキハ税関長本件ヲ所辨  
 シ若シ服役セサレハ本類第二則訴訟列規ニ  
 依リ本件ノ訴狀ハ此ノ請求書ヲ附シ檢事又  
 ハ税関代訟人ヲシテ通當ノ司法官ヘ告訴セ  
 シムヘシ

第 二 條 前条期日ノ内若シ本財産ニ對シ請  
 求スルモノヲキトキハ税関長更ニ関内著明  
 ノ場所ヘ十五日ヨリ多カラソル公告ヲ掲ケ

シ上公賣ニ附シテ賣却スヘシ尤モ此ノ公賣  
 ハ税関長ノ見込ヲ以テ其満期ノ日ヨリ尙ホ  
 三十日ニ過キサル間ハ猶豫スルコトヲ得ヘ  
 シ

第 三 條 又此ノ押留財産ハ前条公賣ノ後三  
 ヲ月ノ間ハ其所有主タルモノヨリ本財産没  
 收又ハ罰金ノ减免及其公賣代金ノ返附ヲ大  
 藏卿ヘ請求スルコトヲ得ヘシ尤モ是ノトキ  
 ニ控テハ請求人此ノ押留及ヒ公告ノ節之レ  
 ヲ知り能ハサリシ事実ノ証拠及ヒ之レカ押  
 留ニ至リシハ全ク自己ノ怠慢又ハ造意ニ出  
 シニアラサリシ旨ノ証拠ヲ請求書ニ副ヘテ  
 差出スヘシ若シ此ノ証拠ヲ致クニ控テハ大

押留財  
産  
公賣

公賣代  
金  
没收

公賣代  
金  
没收

蔵御此ノ請求ヲ受理スルコトカスヘシ

第

条

又此ノ税関規則ノ犯干ニ依リ押留  
シタル財産若シ消滅或ノ商物ニ係ルカ。又ハ  
若シ之レヲ保持スルトキハ大ニ其賣却代價  
ヲ減ス可キモノホハ税関長ノ見込ヲ以テ一  
週間ヨリ少ナカラサル公告ヲ与ヘシ上公賣  
ニ附レ賣却スルコトヲ得ヘシ斯ク賣却シタ  
ル物品ノ代價モ其公賣ノ日ヨリ三ヶ月ノ内  
ハ前条ノ如ク其所有主タルモノヨリ請求ス  
ルコトヲ得ヘシ

第

条

此ノ押留財産公賣代金ハ若シ前兩  
条期月ノ内大蔵御ヘ請求スルモノナキトキ  
ハ没收ノ所断ヲ經シモノト同シク其代金ヲ

没收スヘシ斯ク没收セシ以上ハ何人トモ  
本財ニ関シ自後請求スルノ権理ナキモノト  
ス

第

条

此ノ押留財産公賣代金請求ノ上其  
没收又ハ罰金ヲ全免又ハ減免セラレ之レヲ  
税関長ヨリ返附スルトキハ左ノ諸用費ヲ空  
除スヘシ

第一押留入費

解船貨入足  
貨ホノ類

第二管守入費

庫租及倉庫出入  
人足貨ホノ類

第三公告入費

新聞紙掲  
載料ホ

第四公賣入費

公賣人雇賃  
其他ノ類

第五税金

若シ有税ハ  
商物ナレハ

第六輸入運賃

若シ運賃未済ノ  
請求アルモノナレハ

第八類 税関謝銀目錄

第一 船舶

第二 商物

第三 量定費用

第一 船舶

外国通商船舶登録・付

外国通商船舶登録願書

造船工長証明書式

噸数測量証書

測量甲板以下每楯

円。甲板以上 (若シアレハ)

金貳拾円

〃拾円

金壹円拾分

金三四

最上甲板上ノ屋室(若シフレハ) 金貳円五拾支

外国通商本船券 日貳円廿五支

外国通商船轉業ノトキ府

縣官ハ引託書 日貳拾支

外国通商本船券返納託書 日貳拾支

臨時外国通商船仮船券請

求願書 日貳拾支

外国通商仮船券 日貳円廿五支

同 返納託書 日貳拾支

内外船舶入出港ホ付

入港願書

百噸又ハ五百石以上 日貳円五拾支

百噸又ハ五百石以下 日貳円五拾支

輸入積荷目録書式 (若シ要スレハ一枚ニ付) 日拾支

入港船々長誓書 日貳拾支

開船免状 日貳拾支

積荷目録書換一枚毎ニ 日貳拾支

船用残品陸揚 (若シ要スレハ免状一枚毎ニ) 日貳拾支

夜仕役時許状 日貳拾支

休日仕役時許状 日貳拾支

陸揚日限延期 (若シ要スレハ免状一枚ニ付) 日貳拾支

出港願書

百噸又ハ五百石以上 日貳円五拾支

百噸又ハ五百石以下 日貳円五拾支

輸出積荷目録書式 (若シ要スレハ一枚ニ付) 日拾支

出港船々長誓書 日貳拾支

出港免状

金貳拾元

健康状

(若し要スレハ)

日貳拾元

輸出積荷目録証明

(若し要スレハ)

日貳拾元

進航船積荷目録証明

日貳拾元

進送商物領収証書

日貳拾元

遭難積荷及陸揚願書

日貳拾元

同上積荷賣却ノトキ

日貳拾元

願書

日貳拾元

免状

日貳拾元

外国船噸数測量証書

日貳拾元

測量甲板以下毎楯

日貳拾元

同 甲板以上毎楯(若しアラハ)

日三元

最上甲板ノ屋室(若しアラハ)

日壹月五拾元

噸稅收納証書

日貳拾元

第一 商物

国内消費・付

国内消費願書

金四拾元

同 誓書

日貳拾元

陸揚免状

日貳拾元

国内消費免状

日貳拾元

計 金 壹 月

損傷品減稅請求書

金貳拾元

旅具手荷物預切手

日貳拾元

倉庫・付

倉庫記券(官有倉庫ニ限ル)

日五拾元

|            |    |      |      |
|------------|----|------|------|
| 倉庫記券請求書    | 同  | 計金壹圓 | 同貳拾元 |
| 新倉庫記券請求書   | 同  |      | 同貳拾元 |
| 官立保託倉庫創業願書 | 同上 |      | 同貳拾元 |
| 同上         | 記書 |      | 同四拾元 |
| 私立保託倉庫創業願書 | 同上 |      | 同貳拾元 |
| 同上         | 記書 |      | 同四拾元 |
| 入庫願書       | 同上 |      | 同四拾元 |
| 同 誓書       |    |      | 同貳拾元 |
| 陸場免狀       |    |      | 同貳拾元 |
| 入庫免狀       |    |      | 同貳拾元 |
| 入庫品轉庫免狀    |    |      | 同貳拾元 |
| 計金壹圓       |    |      |      |

|                |   |       |      |
|----------------|---|-------|------|
| 出庫願書           | 同 | 計金六拾元 | 同四拾元 |
| 同 免狀           |   |       | 同貳拾元 |
| 直迎送一付          |   |       |      |
| 直迎送願書          |   |       | 同四拾元 |
| 同 誓書           |   |       | 同貳拾元 |
| 同 免狀           |   |       | 同貳拾元 |
| 同 船積指令         |   |       | 同貳拾元 |
| 同 船積裏書及迎送目錄証明書 |   |       | 同貳拾元 |
| 計金壹圓貳拾元        |   |       |      |
| 直迎送高物廻着証明      |   |       | 同貳拾元 |
| 出庫迎送一付         |   |       |      |

出庫廻送願書

金四拾支

月 免狀

金貳拾支

月 船積指令

日貳拾支

月 船積表書廻送目錄記明共

日貳拾支

計金壹月

廻着二付

廻着品消費願書

日四拾支

日 陸揚免狀

日貳拾支

日 消費免狀

日貳拾支

計金八十支

廻着品直輸出願書

日四拾支

月 免狀

日貳拾支

日 船積指令

日貳拾支

計金八拾支

廻着品再入庫願書

金四拾支

日 陸揚免狀

日貳拾支

日 再入庫免狀

日貳拾支

計金八拾支

輸出二付

直輸出願書

日四拾支

月 免狀

日貳拾支

月 船積指令

日貳拾支

計金八拾支

出庫輸出願書

金四拾支

月 免狀

日貳拾支

月 船積指令

日貳拾支



計金 八拾五

税金 賄運輸出願書

金 四拾五

同 誓書

同 貳拾五

同 免狀

同 貳拾五

同 船積指令

同 貳拾五

計金 壹円

第三 量定費用

此ノ量定費用ナルモノハ從量稅品ノ仕入書又ハ願書中其數量ヲ記載セリト及ハ庫品全量ノ内幾部ヲ出庫（費消ノ為メ廻送ノ為メ輸出ノ為メ又ハ税金賄運輸出ノ為メ）スルトキニ限り收稅スヘキナリ

秤量品 百斤・付

金 三才

斗量品

樽入 大小・拘ハラス一樽

同 拾貳才

・付

瓶入 箱詰又ハ籠詰ホ大小

・拘ハラス一箇・付 同 四才五厘

容量品 石類材不類ノ如キ

實費

ハ



